

マックス・ヴェーバーの政治思想

(ナシヨナリズムと合理主義)

西 谷 敬

マックス・ヴェーバーは、学者として多方面の仕事をした人であるが、又彼は若い時から政治にも強い関心をもち、政治家として政治に関わろうとし、その気持は殆んど一生変らなかつた。彼の活動は学問と政治の両面にわたっている。ヴェーバーの活動を全体として理解しようとする試みにおいて、科学者としてのヴェーバーと、政治家としてのヴェーバーを分離させてしまい、別々に考察しようとする見方が支配的であつた。ヴェーバーについての最もすぐれた伝記であり、ヴェーバーを研究しようとする人が必ず参照するマリアンネ・ヴェーバーの「マックス・ヴェーバー伝記」において、この見方がとられている。しかし科学者と政治家とに分けてしまった場合、両者の目指す方向が別々であるから、両方を結びつけることは非常に困難である。そこで「二人のヴェーバーがいる。価値自由な学者としての彼と、価値にとりつかれ熱中した政治家としての彼と。そして両者を結びつけるものは何もない」と言われるのである。又カール・ヤスパースは「マックス・ヴェーバー」Max Weber, Politiker, Forscher, Philosoph 1958 に於いて、副題から

明らかのように彼を政治家、科学者、哲学者として理解しようとしているが、ヴェーバーの統一像を描き出すことに必ずしも成功していない。又彼の政治的思考と政治家として活動しようとして挫折したヴェーバーとの間に矛盾のあることをヤスパースは指摘している。しかしヴェーバーを政治家と云うよりもむしろ「政治理論家」として理解した方が妥当ではないだろうか。そして「政治理論家にとっては政治的成功よりも政治的失敗が時には重要な教訓になる」と云うJ・P・メーヤーの指摘がヴェーバーによくあてはまるのである。そこで思想家としてのヴェーバーにおける科学と政治の問題をとりあげることにしよう。ヴェーバーは、科学と政治は、価値をめぐる態度のちがひによつて区別されるべきであるとする。この立場に立つて彼は、科学的分析と政治的倫理的価値判断をはつきり区別しようとした。そして科学に対するこのような反省（科学論）の上に立つて、彼は社会学を建設した。「理解社会学」と呼ばれているこの社会学において彼は、経済・政治・文化・宗教・法律などの多方面にわたる社会現象を個人主義的合理主義的観点から分析

した。この分析に基づいて彼は、歴史を「合理化」の進展として理解しようとしている。多くの学者は、この観点からヴェーバーの思想をとらえようとしている。つまり彼等はヴェーバーの科学論と社会学を中心として、彼の思想を分析しようとしている。そこでヴェーバーは十八世紀の合理的啓蒙主義者として理解されることとなった。それに対してヴェーバーは政治思想においてナショナリズムの立場に立っていて、これは「政治論文集」を中心としてその他の社会学の著作、特に「経済と社会」に断片的に述べられている。しかし政治思想を中心的に取り扱った研究はこれまで少なかった。又政治思想が取りあげられても、彼の思想において第二義的意味しか持たないとしてあまり重要視されないが、又は社会学の立場からその応用として政治思想を考察してゆこうとするものが多かった。しかしナショナリズムの立場に立つ彼の政治思想の問題は、合理主義に基づく（支配の）社会学的分析によってとらえられないのであるから、ヴェーバーが政治の問題をどのように理解したかを考える必要がある。まず政治思想におけるナショナリズムを考える時、政治家としてのヴェーバーを考えていく道がある。つまりヴェーバーの政治的に活躍した時代（ヴィルヘルム二世の時代と第一次世界大戦の敗戦時）における政治とそれに対するヴェーバーの発言を通じて、彼の政治的立場を解明してゆこうとするのである。確かにヴェーバーは単なる学者、理論家にとどまらず、その時その時の状況に応じて必要と思われる政策をはっきりうち出したのであるから、政治家または政治的ジャーナリストとして活

躍したのである。政治家としてのヴェーバーは、自由主義者であると共に世界におけるドイツの権力国家的地位を擁護しようとした。自由主義と権力国家的立場がいかにして結びつくのかは大いに問題なのであるが、ヴェーバーの政治的立場の重点は後者におかれている。このヴェーバーの政治的立場は当時のブルジョア民主主義の立場と規定されている。そしてそれは当時のドイツのブルジョアジーの問題と結びつけられて理解されている。又彼の立場はドイツ自由主義の挫折を示すものであると指摘されている。このようにヴェーバーの政治的立場をドイツの当時の社会的政治的状況に關連付けて把握しようとする試みも有意義ではある。その試みはしかしヴェーバーの政治思想を彼の活躍した時代、即ち一八九〇—一九二〇年のドイツのみあてはまる思想としてしか見ないことになりがちである。しかし彼の思想は単なる時事的発言とは思われない。彼の政治的発言は彼の歴大な社会学の業績をふまえての発言であり、又彼の時事的政治的発言の底に流れる一貫した彼の政治的思考がみられるのである。彼は確かに抽象的一般的政治理論を説いた訳ではないが、ナショナリズムとその基礎付けの問題に關して現在の我々にも光をなげかける問題提起を行なっていると思われる。ヴェーバーの政治思想を特定の立場から批判するのではなく、彼の政治的思考を内在的に理解することがまず必要である。この小論はこのような観点からヴェーバーの政治思想を理解しようとする試みである。

ヴェーバーの政治思想を解明するために、まず彼の科学論と

社会学をとりあげ、次に彼の政治論を論ずることにしたい。何故なら今までの議論において科学者としてのヴェーバーと政治家としてのヴェーバーの区別、或いは彼における科学と政治の峻別又思想の内容において科学論における合理主義と政治論におけるナショナリズムが区別され、対比されてきた。確かに客観的にみて科学論と政治論は非常に性格の異なったものである。そこで両者を対比させることによってヴェーバーの政治思想の特色を把握することが出来る。しかし両者を対比させながら論ずることの意義はそれだけにとどまらない。ヴェーバーは晩年に至るまで科学と政治の両方に関心を抱いていた。そして彼は一九一八年の冬に有名な「職業としての学問」と「職業としての政治」の二つの講演を相ついで行ない、政治家と科学者のおかれている状況と心構えについて説き、そして政治家と科学者の峻別の必要性を主張している。確かに両者がなすべき事柄はそれぞれがなっている、しかしそれぞれの仕事にたずさわる態度において共通性がみられる、と筆者は考える「行動人の態度と科学者のそれは、それぞれの目的において異なっているが、それぞれの構造において異なりはしないのである」とR・フォーンも指摘している。この「構造」が何であるかを明らかにしていく必要がある。そのために科学論と政治論を取りあげ両者をつきあわせる必要がある。そこでこの小論は三つの節に分けられる。一、科学論と社会学(合理主義の問題)二、ヴェーバーの政治論(ナショナリズムの問題)三、政治論と科学論(ナショナリズムの基礎付け)

(1) この論文で取扱われるヴェーバーの著作は、()内
の記号に従って引用する。

(GFS) Gesammelte Politische Schriften 政治論文集 第二版

1958 但しこれに収録されていない政治書簡のこ
うことは第一版 1920 (GPSI 表記) から引用する。

(WuG) Wirtschaft und Gesellschaft 経済と社会 第四版 19
56

(WL) Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre 科学論
論文集 第二版 1957

(RSI) Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie Bd.
宗教社会学論文集第一巻 1920

(2) 彼の夫人によるこの伝記も次の記号に従って引用する。

(LB) Marianne Weber: Max Weber Ein Lebensbild 1926

(e) E. Baungarten: Max Weber Werk und Person 1964. p.
662n.

(4) J. P. Mayer: Max Weber and German Politics 1955,
p.46.

(5) H. S. Hughes: Consciousness and Society 1958 p. 334.
又ヤヌハース、前掲書 p. 75.

又ガースとミルズは、彼の思想を啓蒙主義の後継者である
実証主義であると特徴付けている (H. H. Gerth and C.
W. Mills: From Max Weber. Essays in Sociology, 1946. In-
roduction p. 49)

(6) 例えばレーモンド・フロンはヴェーバーの研究領域を

次の四部門に区分して、R. Aron: *Les étapes de la pensée sociologique* 1967, p. 499)。一、方法論、哲学的研究、二、本来の歴史的研究、三、宗教社会学、四、一般社会学。その中で二の歴史的研究には古代の経済史に関する研究〔「古代農業事情」〕と「一般社会経済史」とならんで、当時のヨーロッパとドイツの政治的、経済的、社会的諸問題に関する研究（それらの研究は政治論文集、社会経済史論文集、社会学と社会政策論文集に納められている）があげられている。ヴェーバーの研究領域の中で政治論はこのように形ではか取上げられなかったのである。

(7) 後で述べるように「支配」即ち行政と「政治」ははつきりと区別されなければならない。「経済と社会」において大きな部分を占める、支配の諸類型について論じた箇所はヴェーバーの「支配の社会学」を構成するのであるが、これをヴェーバーの「政治社会学」と呼ぶ人々もある（例えば R・ベンディクス）。しかしこれは社会学の一部分であって「合理化」の観点に立ってヴェーバーは論議している。その上「支配の社会学」はもっぱら行政に関するものである。そこで政治の問題はここでは正面から論議されているのではない。或いは又ヴェーバーが「支配の類型」でもって当時とそれから将来の政治形態を論じたのであるが、これがあたっているかどうかを現在の状況から振り返ってみようとしたのが、K・レーヴェンシュタインの「現代の観点から見たマックス・ヴェーバーの国家政策の見解」一九

六五である。これは最近のヴェーバーの政治思想についての代表的研究であるともみなされる。又日本においてもヴェーバー研究として重要な安藤英治氏の「マックス・ヴェーバー研究」一九六五の第五章「マックス・ヴェーバーにおけるカリスマ社会学の意味」において、彼の政治論をカリスマ社会学の観点から考察しようとする試みがなされている。安藤氏はヴェーバーの政治思想を経済的、政治的近代化の立場としてみている。この近代化の問題は周知のようにヴェーバーの宗教社会学の中心問題なのである。だから社会学の視角から彼の政治思想を分析しようとしているのである。

(8) W・J・モムゼンは、この観点から「マックス・ヴェーバーとドイツの政治一八九〇—一九二〇」一九五九を書いている。これはヴェーバーの政治的立場と活動を知るための不可欠の文献であり、今まで知られなかった事実と文献を明らかにしている。

(9) 田中真晴・ヴェーバーの政治的立場、経済学説全集第六巻歴史学派的批判的展開、マックスヴェーバー 1956 p. 256—290

平井俊彦、ヴェーバーの民主主義同書 P. 290—324

(10) Hans Kohn: *The Mind of Germany* 1960 p. 269, p. 283

(11) ヴェーバーが国民国家を政治団体の最高の形態として考え、その権力政治について疑問を提出しなかったのは、

彼の生きていた時代に制約されていたからである」とR・
 フォンは主張している(R. Aron: Max Weber und die
 Machtpolitik, in Max Weber und Soziologie heute, 1965
 p. 119—120)。

(2) R. Aron: Le Savant et le Politique 「職業としての学
 問」と「職業としての政治」のフランス語訳) Introduction
 p. 8

一、科学論と社会学 (合理主義の問題)

ヴェーバーは、科学の立場を反省して、社会科学の客観性を
 確立しようとして科学論(科学方法論)を論じた。この基礎の
 上に社会学を組立ててゆこうとした。これが彼の科学論のたて
 まえであり、一般に方法論はこのような役割を果すのである。
 しかしそれに対して彼の科学論と社会学に食違いがあるのでは
 ないかと云う批評がしばしばなされている。例えば大塚久雄氏
 によると、ヴェーバーは科学方法論専門の学者であるまに、
 すぐれた社会学者であり、歴大な業績を残している。そして
 「そうした彼の社会科学の分野での具体的な業績の中から方法
 論議のなかには必ずしも現われていないが、具体的な業績では
 盛んに駆使されているような独自の方法を読みとることが出来
 るようにも思うのです」と彼は指摘して、方法論からはみ出す
 が、彼の仕事の中で重要な方法論の意味をもつものとして「緊
 張」Spannungや「流動性」Flüssigkeitの概念をあげている。これ
 は科学論を科学の方法論と同一視した場合にあてはまる事柄で

マックス・ヴェーバーの政治思想

ある。ヴェーバーは科学論において科学の方法論だけでなく、
 科学の基礎付けを論じている。そして彼は社会科学の客観性の
 基礎を科学者の「知的誠実さ」に求めている。つまり科学者が
 対象、ヴェーバーの言葉で言うところの「文化現象」に関わる態度が
 肝腎なのである。科学者は対象世界を一定の手続きに従って構
 成していく。しかし社会科学の場合対象世界自体が科学やその
 他の人間活動自体を含んだ世界である。そこで社会学者は対
 象世界(文化現象)の中に自己の活動が組み入れられているの
 を知る。従って彼の研究の対象をなす社会や歴史は彼を照らす
 鏡となるのである。そこから科学者は自己自身に投げかえされ、
 そこに自己の活動の意義を考えさせられることになるのである。
 この意味で社会学者とその対象世界は即ち科学論と社会学は
 相互に関連している。そして科学論と社会学に共通し、これら
 を結びつけるのは、合理主義なのである。

そこでヴェーバーの科学論をみてゆくことにしよう。彼の科
 学論は、「価値自由」Wertfreiheitと「理念型」Idealtypusの二
 つの考えが中心となっている。まず「価値自由」について二つ
 の事柄が区別されなければならない。一つは教壇上の、他は科
 学的認識における価値自由である(WVL 451)。先のものには教壇
 上で、教授者が学問に関して、学生に教授する事が務めである
 から、政治的・文化的・倫理的問題について価値評価して、そ
 れを学生に押しつけるべきではないと云うことを意味する。そ
 れ故社会科学の教授者は教壇上では主観的価値判断をする政
 家、又は予言者としてではなく、あくまでも真理を追求する学

者として語らなければならない、とヴェーバーは主張する。つまり個人的、主観的価値判断に対して、科学的・客観的認識を区別しなければならぬ事が問題である。そしてその為には、その科学的認識がいかにして得られるのかを究明しなければならぬ。これが第二の「価値自由」の問題である。

ヴェーバーの考える科学は、現実科学であり、現実の特性を認識しようとするものである。現実は無数の出来事の集りであると共に、はてしない因果のつながりでもある。現実の中における客観的必然的因果連関を把握することがすぐれて現実科学の目標である。現実の中からおのずから客観的認識が生れてくると彼は決して考えなかつた。彼にとつて現実とは汲みつくせない無限の要素からなり、又それ自体としては意味をもたないものである。それ故有限な人間は、現実からある特定部分を取り出して、はじめて現実を意味あるものとして認識することが出来る。その特定部分は、それぞれの学問の目指す所に従つて選び出される。さて歴史学を始めとして一般に社会科学はヴェーバーはリッカートにならない文化科学と呼ぶのであるが、文化現象を対象とするものである。現実のある部分は価値理念と関係づけられるが故に、その限りにおいて文化としてとり出される。従つて無限の現実の中から、文化現象は価値理念との関係によつて文化意義をもつものとして選び出されて、そうして初めてそれは認識の対象となる。そしてそれらの現象の分類や意味付けが行なわれたり、或いはそれらの因果連関が探究されたりと云うことが可能となるのである。だから科学者は、現実の

一部を常に一面的に考察することになる。科学者は科学的探究において現実そのものを全体的に把握するのではなく現実と距離をおいて見ているのであり、彼はそのことを自覚している必要があるのである。さて対象は価値理念に従つてとり出されるからと云つて、対象となる「経験的事実の確定」とそれについて実践的に価値判断すること、つまり望ましいか望ましくないかを定める「評価的態度」(GWL, 486)とを混同してはならない。ヴェーバーは、人が価値理念に従つて始めて対象を学問の対象として取り出し得るのだから、現実と価値理念、又は価値理念に基づいて構成された概念との間の関係を反省することが出来るとする。この反省によつて、現実の客観的認識(主観的価値判断でなく、現実をその特性においてとらえる判断)が可能になるとした(GWL, 213)。これがヴェーバーの「価値自由」の理論である。「価値自由」は文字通りの意味で、即ち現実認識は価値と関係なく行なわれ、又行なわれるべきであるとして、理解することは出来ない。現実認識は出発点から価値と結びついている。客観的認識は選び出されたものとしての現実に対して距離をとることによつて成立する。更に認識の出発点であり、又それを導いていく価値理念を自覚し、種々の価値を混同しないように心がける必要がある。ヴェーバーは、世界に唯一の価値理念が存在し、支配すると考えなかつた。又客観的価値の秩序(リッカート)もない。従つて科学的認識の客観性のために何かの普遍的価値体系に頼る事は出来ないのである。いくつかの究極的価値理念があり、お互いに決して和解できな

い対立の内にある(価値の多元論)。だから、どれか一つをとらえると、どうしても他を捨てなければならぬと云うことになる。そこで彼は「認識の木の実は、価値の対立を知るべきことであり……又全体としての人生が自然現象の様に流れていくものでなく、意識して導かれるべきものであるならば、それは(どの価値を選びとるか云う)究極の決意のつながりであることを見なければならぬと云うことである」(GWL. 493~494)と云っている。その際、どの理念をとるか個人の随意である。しかし一度どれかを選ぶと、首尾一貫してそれに従う事が必要で、そうでなければ科学的認識は成立しない。そのためには、他の観点、立場を選んだならば、どの究極的価値理念に帰着し、他の価値理念に対立する事になるかを合理的に分析する必要がある。これは価値論議 Wertdiskussion (GWL. 489, 497-498)と呼ばれる。これは現実科学の基礎をなすと共に、科学の仕事の一部分である(GWL. 382)。「自己の究極的立場を自己自身に対して明らかにすると云う勇氣」即ち「率直な知的誠実さの義務」(GWL. 597)が科学者に課せられている。ウェーバーはどのような価値を選択するかを考えると云うことより、むしろ選択された価値理念を明確にし、それに首尾一貫して従ってゆくことにおいて知性の本来的機能を見出している。さて知性の全面的信頼に基づく「無批判的な合理主義」或いは「包括的 comprehensive 合理主義」と、それに対照的に知性をしりぞけ直観や感情に訴える「非合理主義」の両方に対して、R. ポッパーは「批判的合理主義」Critical rationalism の立場を主

マックス・ヴェーバーの政治思想

張する。「批判的合理主義においては人間の態度決定は必ずしも知性に基つかないが、一度態度決定をなすと、これに対して出来るだけの吟味を加え、反省していくことが必要とされるのである。知性に全面的に信頼しようとするリッカート(更に又レオ・ストラウス)に対立すると共に、非合理主義的な「歴史学派」の人々特にクニースに(GWL. 45, 142~143)反対したヴェーバーはまさしく、この「批判的合理主義」の立場に立っていると云うことが出来る。この合理主義のない手をヴェーバーは「文化人」と呼び、「文化人」を「意識して世界に対して立場をとり、世界に意味を与える能力と意志をもった」と規定するのである(GWL. 180)。彼はこのような「文化人」が文化科学における客観的認識の前提をなすものと理解しているのである。

ウェーバーは「歴史学派」の人々(ロッシンジャーやクニース)が現実と思维との関係をあいまいにしたままであったことを厳しく批判した(GWL. 42, 145)。彼はそこで思维によって現実を秩序する仕方を明らかにしようとした。まず現実の一部分を科学の対象としてどのようにして取り出すかと云う彼の問題を「価値自由」の概念を通じて説明した。次にそのようにして取り出された対象(現実)を概念でもって把握することについて説明することにしよう。ウェーバーは文化科学が主人として人間の行動又は経験を探究するにしても、これらが感情や直観を通じて直接的に把握されるとは決して考えなかつたからである。文化科学において用いられる概念は、現実の中から取り出されたの

ではなく、一定の観点の下で現実のある部分を抜き出し、それを思想的に高昇せしめることによって得られる「思想像」(Gedankenbild (G.W.L. 190~191))である。この「思想像」が「理念型」と呼ばれる。「理念型」は現実の世界の中で見出されることはなく、又個々の実在が見本として包摂されるような類概念でもない。「理念型」は一面的で非現実的(ユニトピア的)であるが、それだけ一層一義的に明確に構成されるのである。「理念型」は理想的極限概念としての意味をもち、それと現実を比較し測定することによって現実を認識することが出来るのである。しかし理念型と現実を照し合わせることによって現実を是認したり又は否認したりすると云う理念型の規範的使用はなされるべきではなく、「理念型」は現実との距離を測ると云うその論理的使用が問題なのである。さて「理念型」は記述の手段として術語的に又分類的に用いられると共に、それは又研究の手段として発見的に役立つ、即ちそれは出来事の因果帰属をきめるために用いられる「発見的」概念である。理念型は、この二面をもつが、社会学では第一の面が、歴史学では第二の面が重視される。「社会学は、類型概念を構成し、出来事の一般的法則を探究する。それは個々の文化的に重要な行為、形象、人格の因果的分析、及び帰属を求める歴史学とは反対である」(W.G. 9)。これらは探究の方向は異なるが、お互いに補ない合っている。つまり社会学は、その資料を歴史学に仰ぎ、歴史学は、因果帰属のために社会学を利用する。又合理化の進展と云う点で、社会学は歴史学と内容的に密接なつながりを持つ。

しかしこれについては後述することにする。

「理念型」を駆使して、彼は「理解社会学」と呼ばれる彼の社会学を構成して行く。「社会学は、社会的行為を説明しつつ理解し、それによってその経過とその結果を因果的に説明しようとする科学の事を言うべきである」(W.G. 1)。社会的行為は、行為者が他人の態度を意識し、又それによって方向付けられる場合を言うのである。人は行動する際、自分が何故行動するのか、又行動にどんな意味があるのか自覚している。そこで人は、自己及び他人が、何を目指して行動するのか、行動に附せられた主観の意味を理解することが出来る。そしてその意味を理解することによって、行為の動機を説明することが出来る。こうしてヴェーバーは外物とは異なって、人間の行為を内側から理解しようとする。従って人間の行為だけが理解できるのだから、この「理解」と云う方法を用いると云う点で、社会学は自然科学と区別されるのである。理解は、単なる直観や感情移入によるのではなく、理念型と云う概念を構成することによって行なわれることに注意しなければならない。次に、ヴェーバーは社会学の基礎をなす社会的行為の、又一般に行為の規定根拠(動機)の四つの類型(理念型)をあげている。社会的行為は、(1)目的合理的に zweckrational, (2)価値合理的に werturational, (3)情緒的に affektuell, (4)伝統的に traditional 規定される。この分類は有名であり、行為を基礎にして、心理学的に社会学を構成しようとするアメリカの社会学者達に大きな影響を与えた。この分類について、次の事に注意すべきである。一、ヴェーバーは、

これらを類型或いは「理念型」として取り出した。これらは一般の行為に含まれている両極的な場合を示している。⁹⁾ 例えは、合理的に対して非合理的、又それぞれの中で対照的な場合と云うように。しかしながら彼は、現実の全体をおおうような理論、或いは行為の動機の体系を作るつもりはなかった。これらは幾何学の図型と同じように合理的に構成されてはいるが、現実の中にそのままに見出されない非現実的なものである。¹⁰⁾ 二、彼は、これらの類型を心理学に基づいて取り出したのではない。もしそうだとすると、社会学は心理学によって基礎付けられることになってしまうがまちがいである (WuG. 9)。心理学によって、行為の意味を理解することは出来ない。心理学は、行為の行なわれる環境を探究するものとして役立つが、他にもこれに役立つ学問があるのだから、心理学を社会学の補助学として特別扱いする必要はない。これらの類型は、心理学的にはなく、むしろ論理的に構成されたものである。三、彼は、行為の規定根拠の四つの類型をただ並べたのではなく、目的合理的な方向付けが、その中心をなしている。目的合理的に行為する場合に、目的と手段の關係が一義的である限り、行為は最も明晰に、又最もよく理解されると彼は考える。非合理的或いは感情的行為は、この様な行為からのへだたりとして理解される。これが「方法的合理主義」である。ヴェーバーは、これを彼の社会学の方法である「理解」の為の便宜として採用するので、社会を合理主義的に理解しようとしているのではないことをわっている。しかしこの弁明をそのままに受け入れることは出来ない。

マックス・ヴェーバーの政治思想

い。何故ならば、ヴェーバーは後に見るように社会を合理化の観点から捉えた。歴史は合理化の進展であるとされる。そこで、方法的合理主義が実質的合理主義に転化しているのではないかと云う問題があるからである。更に目的合理性は、ヴェーバーの自由の概念と關係が深いことに注目しなければならぬ。彼は、経済学における「歴史学派」に見られるロマン主義的、非合理的な自由の概念を否定した。彼等は何故生じたのか分らない非合理的行為を、理解し、予測できないが故に創造的で自由な行為とした。それに対してヴェーバーは、自由に行動しようとするならば、その行為は一義的に目的に對する手段の關係によって動機付けられて、従って合理的に説明され得ると主張した (GWL. 132)。行為が自由になるほど、究極的価値との内面的首尾一貫した「人格」(GWL. 132)の概念も明瞭になり、究極的価値は行動の目的となり、行為は目的合理的に行なわれることになる。自由な行為は、経済的に合理的に行なわれることとなる。自由な行為は、論理的に合理的に行なわれる典型的にあらわれている。そこで「理論経済学の法則は、意志の自由を前提にしている」(GWL. 133)と彼は主張する。こうしてヴェーバーは、自由な人間の行為を科学の中に取り入れる事になった。目的合理性を行為の類型の基礎においていることによって、理解社会学は、人間の自由をテーマにすることが分る。理解社会学の構成に戻ろう。社会的行為に続いて、社会關係の定義がなされる。「社会關係とは、その意味する所がお互いの人々をめぐらして、又これによって方向付けられた多数者の態度のことを言うべきである」(WuG. 13)。ここで多数者が相互

六五

に関わり合うことが問題となつてきている。これが結合(連帯)であるか、或いはその反対である対立であるかどうかを問わな^い。国家や教会、組合というような団体はこのような社会関係に基づいて成立している。だから社会関係が消滅すれば、先の色々な団体は消滅する。それらの団体が存続するかどうかは、社会関係が存在するチャンスがあるかどうかにかかっている。社会関係の行なわれるチャンスはどこにあるのだろうか。そもそも団体は、外に対して統制的に制限され、封鎖された社会関係である。その社会関係の秩序を維持しようとしている一定の人々が、即ち指揮者 Leiter、或いは行政幹部 Verwaltungssab が存在していることが団体の特色である (WuG. 126)。団体の存在は、これらの人々の存在にかかっている。つまりこれらの人が役割を果している限りにおいて、団体は存在しているのである。このように、ヴェーバーは社会的行動、それに基づく社会関係、これに基づく団体と云う三つのレベルにおいて社会を分析した。国家と云うような団体を個人から独立した実体として考えないで、個人の社会的行為に還元して考えようとしたこと^がヴェーバーの社会学の特色をなしている。彼は社会を個人主義的或いは名目主義的に理解しようとしたのである。このことは彼が価値を永遠的普遍的存在(実体)として見ず、個人によって設定されたものと見たことと一致している。

さて団体において、「社会関係の秩序」或いは「団体の秩序」(WuG. 26)を守る為に人々が配置されている。この秩序について考えてみよう。ヴェーバーによれば、社会学は行為の一般

的法則を求めるものである。社会において、繰り返してそして規則正しくあらわれる社会的行為がある。彼はこれを「慣行」Brauchと呼ぶ。しかし単に規則正しくあらわれるだけでなく、もっと安定した内面的に基礎付けられた社会的行為、或いは社会関係がある。これが「秩序」(WuG. 16)である。秩序は妥当する Geltend。しかし妥当すると云うことは、彼によれば法学的客観的な意味でなく、社会学的经验の意味で理解されなければならぬ。つまりこれは、行為に対して拘束的、或いは模範的な格率 Maxime に従つて行為が現になされていることを意味する。ところで秩序が妥当するのは、それが正当であると考へられているからである。秩序の正当性 Legitimität は次の様な仕方^で秩序に帰せられる (WuG. 19)。

a 伝統によつて、即ち常に存在したものの妥当によつて。
b 感動的(特に情緒的)信念によつて、即ち新たに啓示されたり、或いは模範的なものの妥当によつて。

c 価値合理的信念によつて、つまり絶対に妥当すると推論されたものの妥当によつて。

d 合法性があると信ぜられる実定法によつて。

この合法性は、(a)これに対する利害当事者達の協定によつて、(β)人の人に対する正当なものとして妥当する支配と服従に基づく授与によつて正当なものとして妥当することが出来る。

この類型的分類で注意すべき点がある。これらの分類が社会的行為の四つの類型に基づくことは云うまでもない。但し順序は逆になっているのであるが。又分類されているものを別の面

から見てゆくと、bにおいては主として宗教が、dの(a)においては経済が、dの(b)においては政治が問題になっている。そこでウェーバーは、これらの領域における人間の行為、社会関係を正当的秩序の維持と云う観点からなされたことが分る。そして彼は秩序の維持と云う点から団体の構造を考えたのであった。これは社会秩序の維持と云う観点から社会を考察する機能主義的見方に通ずるものである。又cが問題になる。秩序の正当性を信じることは、即ち価値合理的に行為することである。そのように考えてみると、価値合理的の信念が、他の三つのa、b、dの基礎にあると云うことが出来るように思われる。換言するとa、b、dはそれぞれの特色をもったままで価値合理的なものとして自覚され、正当化されると考えられる。そうでなければ正当性を考えることが出来ない。

さて団体は、常にある程度まで「支配団体」(W.F.G. 28)である。つまり団体は、その成員が現行秩序による支配に服従している限り、「支配団体」である。そして秩序を維持し、そのために命令を発する、或いは命令を受ける行政幹部が団体に存在している。団体は、単なる慣習的秩序でなく、合理的に法規化された秩序を持つ場合、「結社」Verein (W.F.G. 28)又は「強制機関」Anstalt (W.F.G. 28)である。前者においては、協定による秩序があるのに対して、後者において秩序は、一定のしるしの人々に授与されている。政治団体は、ウェーバーによれば、ある地域内で行政幹部が物理的強制でもって団体の維持とその秩序の妥当を継続的に保障しようとする限りでの支配団体のこ

とである。又国家とは、その行政幹部が秩序の実施のために物理的強制の正当な使用の独占を要求し、独占した場合に継続的に運営される政治的強制機関である(W.F.G. 28)。ウェーバーの考える国家は近代的・合理的な国家である。ウェーバーは、政治団体、特に国家を目的をもつて継続的に運営されるものBüroとして見たが、その特質を目的の面から見ないで(何故なら、国家の目的はあまりに多方面にわたっているので、目的からその定義をすることは不可能だから)、用いられる特有の手段、即ち物理的強制の独占と云う点からとらえようとする。その手段は常に用いられるとは限らないが、最後的には用いられる手段である。従つてウェーバーは国家の本質をとらえると言ふより、その運営の仕方の特徴をとらえて他の団体と区別しようとしたと考えることが出来る。国家は、外的強制の為の機関であり、国家の維持運営は支配服従関係に基づき、又国家を運営すると云う点から、国家の出す命令が有効に実施される必要があり、その為の合理的組織(官僚制組織)が必要とされる。さて国家、政治団体などの基礎をなしている支配と服従は、相互関係である。支配は一定の内容を持つ命令に所与の人々が服従するチャンスの事を言うとして定義される(W.F.G. 28)。支配関係には命令が服従されるチャンスがある。そして国家におけるように、支配と服従は制度として確定される。それに対して権力は、社会関係の中で抵抗にさからつて自己の意志をつらぬくチャンス(これが何に基づくにしても)を意味する(W.F.G. 28)。権力は、それを持つ者の一方的働きかけを意味す

る。しかしそれは状況の中で常に變化し流動的であるので、権力の概念は社会的には無定形的 *amorph* である。ウェーバーはこのように支配と権力を明確に區別し、権力に関して類型を構成することを断念した。さて支配服従関係で服従する人々は、出された命令が何らかの意味で正当であると信じて従う。そこにはじめて安定した支配関係が成立するのである。支配の正当性に対する信念によって、ウェーバーは支配を三つの類型に區別している。(1) 制定された規則に対する信念にもとづく合法的支配。(2) 古くからの伝統の神聖さの信念に基づく伝統的支配。

(3) 或る個人又は彼によつて示された命令の特別な非常な神聖さの信念に基づくカリスマ的支配。支配の正当性の信念は、先に述べた正当の秩序の根拠付けの (e) に対応する。そうすると三つの正当の支配の類型はそれぞれ先の根拠付けの d (β)、a、b に対応するように思われる。最後の b について宗教の領域のことであると述べた。しかし宗教的な事例が、他の領域に関連しないことと云うことはない。まったくその逆である。宗教がいかに日常生活の諸々の面、特に宗教に関係がないと一般に思われる経済と関係して来たかが彼ウェーバーの「宗教社会学論文集」の全体を貫く中心的問題である。更に支配服従関係が、宗教的權威に基づくことは少しも不思議ではない。逆に宗教は、カリスマの支配に関わるだけでなく、他の二つの支配の類型に深い関係をもっている。そこで宗教と支配服従関係が相応しなから、それらの概念が拡大し解明されていくことになる。その際彼は、宗教を支配服従関係に基づいて、その社会的基礎を分析

した。更にウェーバーは宗教だけでなく社会の色々な領域・法・文化・経済等を、支配服従関係を軸にしながら、分析しようとしている。そこで「支配は全て社会的なものの中の中心的現象である」(WuG. 539) と云われる。この様に支配が重要な意味をもつのは、ウェーバーが団体の秩序維持がいかに行なわれるかをもとにして社会を分析しようとしたからである。

支配を、主として団体の秩序維持の面から見てきた。しかし支配関係を別の面から見る事が出来る。「支配を通じて無定形的な共同社会的行為 *Gemeinschaftshandeln* から合理的ゲゼルシャフト関係 *Vergesellschaftung* が生れる。又そうでない他の場合にも、共同社会行為に形を与え、とりわけ目的に対する志向性を一義的に決定するのは、支配の構造と支配の展開である」(WuG. 541)。支配を通じて、継続的目的行為、即ち運営が可能になることが分る。そこで目的が設定され、それがいかに能率よく実現されるか、つまり目的の合理性が問題となってくる。合理性と云う観点からみて最も進んでいるのは、先の三つの支配類型の内、合法的支配である。そしてこの純粹型をウェーバーは「官僚制」と呼ぶ (WuG. 126)。次に、ウェーバーに従って、官僚制組織の特質と官僚化の進展についてのべることにする。官僚制組織において、官僚は全生活を職場に依存し、一定の非人格的規則に従って行動する。この組織において命令系統は一元化され、各人の仕事の分担は厳密にきめられている。命令された事はそのまま伝えられて、実行されるのである。それで、この官僚制組織は、今まで考えられた組織の中で、最も

正確に迅速に能率よく働くと言ふ点で、最も合理的で予側可能的なものである。官僚制組織は工場の中の機械装置に比べるこゝとが出来よう。このようにヴェーバーは官僚制組織の合理的で能率的な面を強調したのである。さて時代が進むにつれて、官僚制組織は国家のみならず社会のあらゆる面において、例えば労働組合、研究所、大学、政党等において発展して来た。何故ならこの組織が最も合理的能率的組織であつて、組織の規模が大きくなり又組織が複雑になると、必然的にこの官僚制組織をとらなければならなくなるからである。このような官僚制の進展即ち官僚化は必然的なものであつて、これに対抗するためには、官僚制を伴う別の組織を作らなければならぬ状態である。だからヴェーバーは、「我々の存在全体が即ち我々の生存の政治的、技術的、経済的根本条件が専門的に訓練された官僚制組織に、特に社会生活の最も重要な日常の働きのにない手として法的に訓練された国家官僚に、全く不可避的に依存している」(GRSI. 3)と主張している。この不可避的な官僚化の進展と云ふことは、とりもなおさず社会の諸集団の合理化の進展を意味するのである。

さて社会における合理的組織の発展は世界全体の「合理化」の進展の一側面をなすものであるとヴェーバーは解釈する。そして彼はこれを特にヨーロッパ近世において発達した「普遍的意味と妥当性をもった発展方向」(GRSI. 1)と考えた。近世になつてヨーロッパの人々は、それ以前の時代の人々のように世界が魔術によって動かされるような不可思議で非合理的なもの

である、或いは又世界には神秘的で人間の力では予測出来ないような力が働いている、と云つた考え方を捨てた。彼等は、世界における全ての事柄は原則的に人間の精神又は理性によって理解され、予測され得ると考えた。従つて人間はこの世界に対して自分の力でもつて働きかけ、世界を支配することが出来ると思ふこととなつた。これが「世界の合理化」であり、「知性化」[Intellektualisierung]「魔術からの解放」[Entzauberung]と呼ばれているものである。近世における世界全体の合理化を可能ならしめたものとして、ヴェーバーはプロテスタンティズム特にカルヴィニズムの影響を重視しているが、このことを論ずるのは別の機会にゆずることにして、この影響を受けながら発展し、現に発展している科学について述べることにしよう。ヴェーバーはこの世界全体の合理化の一部をなすと共にそれを可能ならしめたのが科学であることを指摘している (GWL. 573)。科学者は世界を人間の理性によって把握することが出来、世界における出来事を予測することが出来ると考えて、世界を客観的に研究しようとする者である。そこには幻想の徹底的破壊と共に科学的に捉われない態度がみられる。合理化された世界において宗教、経済、政治、文化などの以前は融合していた諸領域が、それぞれの固有の法則性に従つて分離され、それらの領域の基礎にある価値があらわになると共にお互いに対立、緊張するに至る。合理化された世界は決して統一され、調和のとれた世界ではなく、その反対にばらばらになり、諸領域(諸価値)の対立した状態にある世界なのである。ヴェーバーの考えによ

ると、ある合理化された領域は他の領域から見ると非合理きわまりないのである (GWS. 35c)。例えば経済活動の合理化は利潤のための利潤の追求と云う生活態度を生み出すが、これは芸術家や生活の安楽さを求める人々からみると非合理きわまりないのである。逆に芸術家の生活は経済活動に従事している人々の眼からみると非合理的なのである。そこである人にとって又ある領域において神 (価値理念) であるものは、他の人々にとっては又他の領域から見ると悪魔となるのである。そのような現実の事態の中においてこそ、人は自分のより所とする価値理念が何であるかを見極めめる必要があるのである。世界が合理化されたが故に、人はそれ自身としては無意味な世界に投げ出された。従って人は知性をもって自己の運命を切り開いていくことが必要なのである。そのような価値の対立を見ようとしないう人々は、彼等が日常性に埋没しているか又は日常性を超えた「体験」や「感情」を求めめるか、そのいずれの場合でも、知性を放棄したのであり、「時代の宿命をまともに見ることが出来ない」と云う弱々 (GWL. 589) にうちひしがれているのである。人は合理化された世界において自由になった。しかしその自由は見失われる危険にさらされているので、自由は常に新たに獲得されなければならないのである。そこでこの価値の闘争の中にあつて、科学者は首尾一貫して生きなければならぬと云う「知的誠実さ」が一層要求されるのである。このような科学者の態度に基づいて成立した科学は世界に対する客観的知識と共に世界に働きかけるための適切な手段を提供する。ヴェーバー

は科学によって何をなすべきかは知られないが、或る目的の實現のためには如何になすべきであるかは「価値自由」に知られると考へている。従つて彼は科学の働きを主として技術的なものとして見てゐる。そこで世界の合理化と云うものは科学を通じて人間が目的合理的に有効に世界に対して働きかけることが出来ることとなつたことを意味する。ヴェーバーの社会学における合理主義の立場は歴史の進展の中で確認されたのである。

世界の合理化の進展の中でこれを指導するものとして科学はどこまでも永遠に進歩し続けるものであると考へられる。先に述べたように科学の成果は一面的、断片的であつて常に不完全である。だからこそ科学は進歩するのである。それで科学の成果は常に新しい問題を提出し、後でこれが解決されるなかで、追い越され、時代おくれになる運命をもつ。又科学の発展は科学の及ぶ範囲の拡大であると共に、ますます狭くなる専門化の進行でもある。科学者は科学の進歩に伴つて細分化された専門の仕事の中に自己を制限しなければならぬことを知ると共に、彼は自己の仕事がいつかは後の人々によつて追ひこまれてしまうものだと思ふことを意識し、且つこれを望む者であること (GWL. 576f) をヴェーバーは主張している。このことは科学の運命であると同時に目標なのである。そこで世界の合理化の進展中に科学の進歩の中に科学者は自己の仕事の意味を見出している。先に見たように科学の客観性を保証するのは、科学者の「文化人」たる自覚であつた。今やこの「文化人」は無限の「進歩の中にさしかけられた存在」(GWL. 578) として

考えられている。文化人としての科学者は合理化された世界を生み出した。そしてその世界の中で、その世界に直面して、科学者は自己を確認する必要があるのである。つまり科学者は自己の活動が世界の合理化の一環として進歩している科学の歴史の一瞬を支えていることを自覚し、それと共にその歴史に対する責任の意識をもってその仕事に従事しようとするのである。

(1) 大塚久雄、社会科学の方法、大塚久雄著作集第九巻

1969 p.40-41 更に青山秀夫、マックス・ウェーバーの社会理論 1960 p.18

(2) 大塚久雄前掲書 p.41

(3) Wertfreiheitとは以前から「没価値性」と云う訳語が用いられている。しかしこの訳語によって客観性を価値に係のないものとして把握することになりがちである。安藤氏は Wertfreiheit は、価値を保持しながらそれに囚われない、そして囚われないと云う態度において自由な態度を指すことを指摘し、「価値自由」と云う訳語を用いることを提案している(前掲書p.88)。これは適切な指摘であると思われるので、日本語として不消化の感もあるが、この言葉を用いることにする。

(4) ウェーバーが、リッカートのたてた価値の体系に従わなかったことについては、J・P・メーヤーの前掲書(p.120)を参照。なおウェーバーの価値自由の理論を批判する人の多くは、客観的な価値の体系又は客観的な価値の基準の存在を主張している。例えばメーヤーはマックス・シ

エラーの価値論によるべきことを主張している(前掲書p.120)又レオ・ストラウスは自然権と云う客観的基準が存在していると云う立場からウェーバーの思想を「相対主義」として批判している(Leo Strauss, Natural Right and History 1953 p.35-78 特p.36, 41, 43, 64, 66, 74)。

(5) これは又価値解釈 Wertinterpretation (GWL, 245-246) と呼ばれたり、価値分析 Wertanalyse (GWL, 248) と呼ばれたりしている。

(6) K.R. Popper: The Open Society and Its Enemies 1962 vol II p.229-231

(7) K.R. Popper 前掲書 vol II p.33~34

(8) 実証主義的科学哲学者によって、自然科学と社会科学は対象は異なっているにしても、方法においては同一であることが主張されている。そこで例えばE・ネーゲルは「理解」と云う方法について次のように論じている。この方法によって人間の行為をひきおこす心理状態を追究することが出来るが、この方法は仮説を形成するための発見的役割を果すにすぎず、それだけでは客観的知識を生み出さない。人間の行動の知識を得るためには、これを「理解」することも有用であるが、客観的証拠が必要なのである。そこで「理解」と云う方法を用いる社会科学と自然科学は、科学的妥当性の同じ基準を用いている。つまり同じような仕方では検証がなされなければならないのである (E. Nagel: The Structure of Science 1961 p.481-485)。これに対し

てヴェーバーは自然現象の場合とちがって、人間の行動については意味に従つての動機理解が可能であると主張する。例えば物体の落下について知ろうとする時に物体の落下についての法則論的知識と個々の状況の知識をもつことで我々は満足する。しかし例えば一七六五年におけるフリードリヒ二世の行動については個々の状況と法則論的知識だけでなく、王の意図をさぐり、何故そうなつて、他のようにならなかつたかを知ろうとする。王の意図に従つて行動が合理的になされたものと考えてみる。そのように行動の動機を通じて王の行動を理解しようとするのである。(cf. W.G.L. 88-89) この動機理解は一つの仮説であり、従つてこれは検証されなければならないことはヴェーバーも認める。従つて社会科学も自然科学も同じ妥当性の基準を認めていると実証主義者は主張する。しかし理解的方法によつて新しい仮説が構成されたのであることを認めなければならない。又実証主義者は理解をもつばら感情移入的理解と限定しているが、ヴェーバーはこれと共に合理的理解をあげ、むしろ後者を重視しているのである。この意味で理解の方法は社会科学の方法とみることができ、そしてこの方法の射程距離がどこまで及ぶかは問題として残される。

(9) 社会学において社会的行為の一般理論を求めている T・パルソンスは、ヴェーバーの社会的行為の分類におけるこのような性格を明らかにしている。ヴェーバーはここで「極端な又は極になる類型 extreme or polar types」をあ

げているのであり、ヴェーバーの立場は「類型の原子論」であると彼は主張している (T. Parsons: The Theory of Social and Economic Organization 1947, Introduction p. 15)。

(10) C・アントニは「ヴェーバーの理念型のこのような性格を適切に指摘」する (C. Antoni: From History to Sociology 1939 p. 147)。

(11) 彼は社会学を通じて国家を实体化しようとする傾向を厳しくしりぞけたのであるとヤスバースは指摘している (前掲書 p. 57)。

(12) ヴェーバーは社会学の基礎理論においていくつかの類型の分類を行なっている。社会的行為の四類型、正統的秩序の四類型、支配の三類型とそれぞれ重要な意味をもち、お互いにつながりをもっているのであるが、それらの連関は明確ではない。「ヴェーバーは、いろいろの分類方法の間でまよっている Heber」¹と R・アロンは指摘しているが (前掲書 p. 55)。¹ここではそれらのつながりを明確にしようと試みたのである。

(13) ここで引用されている「経済と社会」の第二部においては、先に述べた「社会的行為」は「共同社会的行為」と呼ばれている (cf. GWL. 441)。なお「経済と社会」の第二部は第一部の「社会学の基礎概念」が仕上げられる以前に書かれたのである。

(14) ゲゼルシャフト関係は、目的結社を代表するような、規則に目的合理的に従うような社会関係であると規定され

二、ヴェーバーの政治論

(ナシヨナリズムの問題)

政治論において、ヴェーバーは科学論と異なった観点から社会と国家の問題を考えている。まず、彼にとって政治とは何であるかと云うことから見ていく事にしよう。彼は、政治とは「闘争」(GSP. 380, 389, 512)である、或いは「権力に關与したり、権力の配分にあずかるうとする努力」(GSP. 494, 512)であると規定する。社会学の基礎概念として、闘争は「行為が相手の抵抗を排して自己の意志を貫く意図をもって行なわれる限りの社会關係」(WFG. 20)として規定される。これは広い意味で考えられているので、実際に物理的強制手段を用いはいない「平和的」闘争もある。しかし相手の抵抗を排除するのであるから、潜在的にか、潜在的にか強制手段が用いられている。さてこの闘争の概念は、先に述べた権力の規定と一致する。つまり権力は社会關係の中で抵抗を排して自己の意志を貫くチャンスである。又権力は先に述べた様に、不定形的で、それについての社会学的類型を構成する事が出来なかつた。権力はその都度その都度の闘争を通じて獲得されたものであると考えられる。権力は闘争の結果であると云うことになる。潜在的な形でも闘争が続く限り権力は、状況によって常に変化している。ヴェーバーにとって、政治は権力をめぐる闘争である。

ハッス・ヴェーバーの政治思想

彼は政治をこの様に考えることによって、政治を支配服従關係から区別する事になる。もともと支配服従關係には強制が含まれている事が多いが、その關係は正当であると服従する者によって考えられ、そこに安定性をもっていた。先に見たように、彼は正当性に着目して支配服従關係の類型を分類している。それに対して、政治は権力闘争であるから、そこでは力、即ち強制が問題である。そして、政治においては、官僚のように命令に従うものではなく、権力を握る者が問題である。そこで同意という事が第二次的意味しかもたない。勿論、権力の均衡による妥協はあるが、支配服従關係において秩序が維持されるが、そこでは秩序を守る者、即ち上からの命令に服従する者の態度が問題であるが、闘争としての政治においては、闘争に勝ち抜く事が問題であり、従って権力を握る者、支配する者とその態度が問題である。さて、闘争において、その手段は合理化されるかも知れない。しかし闘争そのものを合理化し、予測可能なにすることは出来ないように思われる。もしそうすることが出来れば、闘争がすでに終つてしまつて相互的支配服従關係が成立しているからである。闘争している限りにおいて、お互いに自分の意志を相手に強制しようと努めているのだから、状況に応じて事態は流動的である。又闘争において、誰が勝利を得て権力を獲得するかと云う事も、科学的に合理的に予測出来る事柄ではない。ヴェーバーは、社会学では社会を支配服従關係のような制度化された状態において考察したが、政治論では流動的闘争状態において考察しようとしたのである。

闘争は社会の至る所に、個人と個人、個人と団体、団体と団体との間において見出されるが、それと共に社会の色々な所に権力が分配され、状況によって常に變化している。近代の政治において問題となるのは、国家の権力である。近代国家は主権をもつていて、他の国家に対立すると共に、内部的には、物理的強制力を独占している。そして国家権力は対外的には、国家と国家の闘争において、又内部的には、国家内の団体や個人が政権を握ろうとし、或いは権力の分配にあずかろうとする闘争において問題となってくる。ヴェーバーは対外的な国家権力を重視する。何故なら、対外関係において、国家はホッブスの言う「自然状態」の中にあり、国家の行動を有効に規制するルールが存在しない。そこで最もあらゆる形で、生きるか、死ぬかの闘争が見られる。特に、ドイツはヨーロッパの中央にあって、イギリス、フランス、ロシアの世界的強国に囲まれて、それらと対抗してゆかなければならない状態におかれている。この闘争に耐えて、ドイツを世界的強国として何とか維持してゆかなければならない。彼はそのような闘争の観点から、現実のドイツの政治を考えた。ヴェーバーの政治思考においては、内政よりも外交が優位をしめる。「国民的政治家は、内政を外交の課題に適応させるという観点の下で行なわれなければならない」(GPS. 282)。国民政治家とは何であるかは問題であるが、ヴェーバーは政治を「個人的或いは党派の観点から」(GPS. 289)となく「国民的観点から」(GPS. 289)行なってゆかねばならないと考える。つまり彼は、国民全体の立場に立つ。

「社会政策を含めて一切の実際の政策の領域において、国民と云う理念が最高の地位を保有する」とヴェーバーは語ったと云われる (UB. 46)。それでは「国民」とは何であろうか。それについて彼は次の様に説明している。「国民と云う観念は、もし一義的に決める事が出来るならば、国民であるとされた人々の経験的共通の諸性質によっては、恐らく規定することは出来ないであろう。この観念を用いる人々の考えでは、この観念は疑いもなくまず第一に、ある一群の人々に他の集団に対する特殊な団結心が要求されている事を意味する。そこでこの事は、価値の領域に属する」(WuG. 528)。更に国民の観念は「威信に対する関心」(WuG. 530)と密接な関係がある。ヴェーバーは、国民を国民性と云うような形で客観的に取出し、比較するということをしないで、価値の領域に属するものとして考えようとする。ここに国民に対する彼の実践的関心が明らかになる人々は、国民と云う観念を通じて一つにまとまり、他国民に対抗していく為に国家の組織を維持し、発展しようとしている。国民は戦争の時だけでなく、経済的生存競争において、他国民と生きるか死ぬかの闘争を行なっている。どの国民もこの闘争に打ち勝って権力を握り、威信を持つと求めている。この様な国民の「生活関心」(GPS. 297)又は「権力関心」(GPS. 15)を彼は当然の事と認め、肯定する。政治を考える際に、この関心を全てのものの上におくことが必要である。ヴェーバーの政治論は、闘争状態にある国家における国民の生活関心、権力関心をめぐって展開される。彼はこの意味でナショナルリズムの立

場に立つ。さて国民の生活関心、権力関心に関して二つの問題がある。

A この関心はいかなる理由で正当化されると考えられるか。
B、現実の世界、ヴェーバーの時代のドイツにおいて、国民の権力関心をどのようにして政治の上で実現することが出来るのか。

A ヲ
ヴェーバーは、こうして国と国との対立を動かす事の出来ない事実として認めたのであるが、国家が他の国家に対抗し争う根拠はどこにあるのであろうか。彼は国を大國と小國に區別する。小國は大國の保護において安全を保ち、或いは又大國の對抗状態の中で小國は自由を得て、内政にもつぱら力を注いでいる。そこで小國において政治は、行政とほぼ同義である。そして小國は、たいてい大國の文化圏に属している。ヴェーバーは、そのような小國としてデンマーク、オランダ、スイスなどドイツを取囲む國々を考えている。大國はその囲りにある小國と自己の文化を守る為に他國と對抗し、世界において権力政策を展開する。そのようにヴェーバーは國家、特に大國の存在意義をその國民の持つ文化に求めている。

そこでここでは文化の問題について考えてゆくことにしよう。「世界権力、つまり未来の文化の特色を意のままにすること」(GPS. 140)と彼は規定する。文化を守る為に強力な國家であることは「義務」である (GPS. 171)。そして彼は世界権力が「ロシアの官僚の服務規則とラテンの理性の混ったアングロサ

クソン社会 Society の慣習」(ジェントルマン)との間で分割されてしまわない為にドイツは努力し、権力政治を行っているのだと主張した (GPS. 140)。又彼は第一次世界大戦の意味をここに見出している (GPS. 171)。この様にして彼は、ドイツの世界政策を弁護している。それではドイツが世界に対して主張しようとするドイツの特色ある文化とは何であるか。これについてヴェーバーは、はっきりと語っていないので彼の主張の説得力を弱めている。しかし、何も言っていないと云うのでは無いので、大体の輪郭だけでもつかむ事にしよう。先にあげた例

でもわかるように、ヴェーバーは一國の文化を國民のある特定の層(身分)の生活態度の中に見出している。彼はロシアの文化とアングロサクソンの文化を比較すれば、後者に強い共感を示している。彼はある箇所で見出している (GPS. 270~273)。フランスの文化とドイツの文化を比較している (GPS. 270~273)。フランスのサロンの人間は紳士的なふるまひ、Kavalierege を行なう、下層階級に真似されることによって、そこにまで人間の型として支配的影響を及ぼした。アングロサクソンの慣習はイギリスで中核的層をなす地主的市民的名士であるジェントルマンの習慣から生まれたが、それが一般に模倣され、民主化されて下層の人々にまで浸透して人間を形成する役目をしている。「真正のアリストクラシーはその高貴さの理想を國民全体に刻印するものである」(GPS. 268)。しかしドイツにおいて、これに比すべき学生組合の「慣習」は、官僚候補者とその影響下にある層だけの封鎖的なカスト的なものであり、民主化されていない

い。それだからと言って、又それは何ら高貴さを持たないから、フランスやイギリスの場合のように、アリストクラティックでなく、上品 *wehmühsich* でもなく、「決闘申込みに応じ得る」*satisfaktionsfähig* と云った硬直した強制的性格をもっているに過ぎない。それはむしろ庶民的性格をもつのであるが、国民的文化になることは出来ない。「ドイツにおいて政治的伝統をもった広い層にわたるアリストクラシーは存在しない……又すぐれた社会的作法も存在しない」(GPS. 270) と彼はドイツの現状をなげいている。彼はドイツ人を「庶民的民族 *Peasantsvolk*」(GPS. 272) あるとは「市民的民族」(GPS. 272) と呼び、市民 (ブルジョワジー) の基礎の上にドイツの一定形式の文化が未来に生じてくるであろうことを主張する。その際個人の内の「自制心 *Disziplin und Reserve*」(GPS. 273) がその文化形成に重要であるとする。この様に未来に生まれてくるはずの、或いは生まれてくるべきものをもとにしてドイツの文化を他国のそれと対抗させようとしても説得的ではない。又イデオロギーとして失格である。しかしイギリスやロシアに比べて、ドイツが全然文化をもっていなかったとは考えられない。第一次大戦の敗戦後ヴェーバーは、ドイツの権力政策の展開が不可能になると、「文化問題」を重視するようになった。彼はドイツ人が持っていたけれども失ってしまった「冷静な道徳の上品さを回復する事」が第一に必要なこととした (GPSI. 483)。更に彼は「ドイツ人の運しき、率直さ、即物性」(GPSI. 484) について述べている。ドイツ人の市民的文化はこのように性格付けられ、

このような態度を育成することは教育と道徳の問題であると考えられる。すると文化を守り、発展させる為に果して権力政治が必要なのかどうか疑問になってくる。

権力政治と文化は一般にどんな関係をもつのであろうか。大國としてのドイツの立場からすると、権力政治と文化は結びついているが、重心はどうしても前者にかかるとなる。何故なら権力政治が無視されると両方共失われる事になると考えられるからである。文化を守る為には権力が必要であることを一応認めたとしても、逆に権力が増大すると文化は榮えていくようになる。だろうか。「戦争に勝つといつても文化の威信は増大する。……戦勝が又文化の發達に寄与するかどうか……は決して一義的に決められないことである。これは一八七〇年以降のドイツをみても分る事である」(WuG. 540A)。そうするとヴェーバーにおいて文化と権力政治は外面的に結びついているだけであって、それらの内面的必然的つながりはなされていないことになる。しかし、それらの國にそれぞれ独自の文化があると言う事は認めなければならぬであろう。ヴェーバーは「名望家國家と官僚制國家のいづれにおいても、國家權力の構造が文化に非常に強く影響した」(WuG. 569)。又「今日では全ての文化は國民に結びついている。さまざま外的文化手段が広まり、民主化されればされる程一層そうなのである」(GPS. 125) と言つて、國家ごとにそれぞれ特色ある文化がある事を主張している。文化は確かに社会的構造に結びついているものであるが、それを形造る人から見ると個人的、又内面的なもので

ある。この事は「文化人」に関してすでに述べた所である。そこで文化は、色々な文化価値のはっきりした選択と云うことによつて成立つ。又「文化は究極的な価値に還元し得るように思われる」(GREI, 569)と言われている。文化は個人の価値意識に基づく。するとその様な内面的なものが権力政治と云う全く外面的なものとどう結びつくかが問題である。文化は価値である。国によってさまざまな文化があると云う事は、それらが文化として究極的価値に還元され得るものとしても、色々な価値が並び立っていると云う事を意味する。そもそも国民の概念が価値に結びついていたことを想起しなければならぬ。ヴェーバーは、ドイツの文化とフランスの文化の優劣を学問的に決定する事は出来ないと述べている(GWL, 586)。R・アロンは、この事に関してドイツの文化とフランスの文化が異つていと云う事実から出発して、さまざまな価値が永遠に互いに抗争すると言ふ事に移行することが許されるだろうかと論じている。それらは別の次元に属する事柄であるとされるのである。しかし各国にちがった文化があり、それぞれの文化が異なつた価値の選択において成り立つと云う議論を認めると、色々な国の文化のちがいが価値の対立に帰着してゆくことになる。ヴェーバーは科学論の所で述べたように、価値の多元論を強調した。究極的価値はそれそれ不倶戴天の敵としてお互いに対抗し、決して妥協することの出来ないものである。妥協を考える者は、知性を放棄することになることを主張したのである。又科学によつてどの価値を選ぶべきかを云うことは出来ない。この様な

価値の相互対立と、国民国家同志の相互対立闘争との間には類比が見られる。このようなヴェーバーの闘争的世界観において、文化と権力政治は結びついている。しかし単なる偶然的結びつきにすぎないのではないであらうかと云う疑問が残る。そしてもし結びつくとしたらどのようなようかとするのである。この様な問題を改めて考えなおしてゆかなければならない。

B

権力政治を支える理念について述べたので、次に国民の権力関心、即ち生活関心をどのようにして実現していくか、つまりどのようにして権力政治を行なっていくかと云う問題について述べなければならぬ。ヴェーバーの政治的思考はまず否定的形であらわれた。つまりヴィルヘルム二世のドイツにあって、ヴィルヘルム二世の政治体制に一貫して反対することによつて、彼はヴィルヘルム二世の世界政策のはなばなしい、しかし口先だけの外交政策に対して、それはボーア戦争、モロッコのタンジール事件、その他を通じてみられたのであったが、一貫して反対した。何故なら、皇帝の親政の下において計画もなく揺れ動く政策が見られて、この間にドイツはロシアとも離反し、イギリスとも手を結ぶ機会を逸したからである。ヴェーバーは普仏戦争の結果、復讐の念にもえているフランスと結びつくことは出来ないと考え、又ロシアは侵略的であると考へていたので、イギリスをドイツの唯一の手を結ぶことの出来る相手と見ていた。しかしイギリスはフランスとロシアに結びつくことになつた。この様にドイツがヨーロッパ列強によつて包囲され孤

立し、カタストロフィの途上にあることをヴェーバーは見通していた。「ドイツの皇帝は虚栄心をもち、見かけだけの権力で満足している」(GPSI. 456)と彼は指摘している。ウィルヘルム二世の世界政策の失敗、それが第一次世界大戦をひきおこし、ドイツの敗戦を招いたのであるが、ヴェーバーはその事を知りながらこの戦争を心静かに受け入れた。彼は全ての事柄において冷静に現実を眺めようとした。しかし戦争の拡大、特にテイルピッツの潜水艦による無差別攻撃に強く反対した。何故ならそれがアメリカの参戦を招き、ドイツの敗戦を導く冒險的政策と思われたからである。つまり彼はウィルヘルム二世の大言壮語の、しかし実効を伴わない威信政策に対して冷静な実効を伴う政治、特に外交政策を要求したのである。その点でポーア戦争に対するイギリスのやり方はヴェーバーにとって模範的であると考えられた。何故ならイギリスは孤立しながらも自己の利益をねばり強く一貫して追求したからである。「ヴェーバーの獨創性はウィルヘルム二世の王朝にありきたりの原則的攻撃を加えたのではなく、王朝がその守り手となっていた国家の利害と権力、政治指導の力と権力を王朝に対してぶつけた点である」とアントニーは指摘している。

しかしながら冷静で実効を伴う外交政策が行なわれないのは皇帝個人の責任ではない。何故なら皇帝はよほどの例外でない限りディレクタントであるからとヴェーバーは段々と考えるようになった。ウィルヘルム二世の人物より責任はむしろ政治組織にある。そこで彼は外交政策に指針を与えるよりもむしろ

有効な外交政策を可能ならしめる内部的体制、国家の政治組織を問題とするようになった。そしてヴェーバーは「官僚制的官憲国家」bürokratischer Obrigkeitsstaat (GPS. 279) に反対して「民主政と議會主義」を説いた。何故「民主政と議會主義」が必要なのか、彼の考えをたどっていくことにしよう。ヴェーバーは当時のドイツの政治体制を「ビスマルクの遺産」(GPS. 290)として理解した。彼はビスマルクが政治的天才であり、ドイツの統一をもたらした功績は認めながら、ビスマルクがドイツの政治に重大な弊害をもたらした事を指摘する。そして、さしあたって次の二つの事に注意すべきである。(1)ビスマルクは彼に対抗する勢力を常におさえようとし、それに成功した。その結果は無力な議會であり、又政党が力を失ったのでこれに基づく指導的政治家が出てこないと云うことであった(GPS. 290)。(2)ビスマルクは民衆の支持の上に立つ独裁政治(ヴェーバーはそれをツェザリスムス(Caesarismusと呼んでいる)を行なったにもかかわらず、それを皇帝の權威でもっておおうことを得策とした。彼の後継者達はもはやカエサルではなく、単なる官僚であったにも拘わらず彼を忠実に模倣した(GPS. 290)。そこでビスマルク以後も君主政の名のもとで国民に対して政治が行なわれたが、その実、官僚支配が行なわれたのであった。この(1)と(2)は関連している。つまり、官僚支配が政治家による支配かどちらかである。「ビスマルクは自分のそばの政治的才能を持つ人々を排除したので、ビスマルクの引退以来、ドイツは官僚によって支配されることとなったのである」(GPS. 323)。

かくしてヴェーバーはビスマルクの遺産としての官僚支配がドイツの政治体制の最大の問題であると考へた。官僚支配の問題点を少しあげると、(a)国民はこの官僚支配の下で家畜のように権利も自由も持たずにただ統治され、保護されるだけであつた。それでドイツ人は政治的意志をもたない国民にとどまつた。しかし世界政策を展開する「支配民族」(GPS. 279)になる為には国民が政治的に成熟し、政治に参加し、政治の主体になることが必要である。その為には国民の政治教育とドイツの民主化が必要なのであるとヴェーバーは考へるのである。(b)内政についての秘密主義、外交については極端な公開主義がみられ、皇帝の外交についての全く個人的な意見が明らかにされる(GPS. 357)。それがドイツに大きな打撃を与へた。しかしそれは皇帝の意見だからと云うことで大臣はその責任をとらない。内政と外交とは逆になる必要があると彼は考へる。この様なことになつても政治家の居るべき地位に官僚がついてることが問題であるとヴェーバーは主張した。皇帝の発言に際しては「指導的政治家」にだけ相談がなされるべきである(GPS. 358~59)。それでは官僚と政治家はどうちがうのか。

ヴェーバーは官僚と政治家は次の二つの点、(一)昇進、出世の仕方、(二)責任のとり方の点で異なつてゐるとして理念的にそれぞれの特性を浮彫りにしている。(一)官僚は下級の地位から上級の地位への昇進を願う。上役は彼の仕事ぶりの正確さ、又迅速さ、そして昇進の為の専門試験の成績を考慮する。それと共に上役又は組織に対する「従順さ」を考へに入れる。しかし昇進の決

定され方は公開されない。それに対して公的権力につく政治家、特に党首は敵対者又は競争者との闘争に打ち勝つて、いわば実力でもつてその地位を握つたのである。そして又、新聞等において彼の敵対者や競争者の監督、批判の目に常にさらされ、彼がその地位についた訳やその手段は公開されることを覚悟していなければならぬ(GPS. 379~380)。(二)「自分の意見ではまぢがった命令を受けた官僚は異議をとなえることが出来るし、又そうすべきである。しかし上役がその命令をあくまで受けるように言ふと、それが自分の意見であるかのようにその命令を実施するのが官僚の義務であり、名誉である。それによつて彼は自分の意見よりも自分の職務義務感に忠実であるべきだ」ということが示される」(GPS. 323, 339, 512~513)。もし政治家がそんな事をすれば、彼は自分の責任をはたさないで地位に執着するといつて軽蔑されるだらう。政治家はしばしば重大な事のためにそれほど重大でないものを犠牲にし、妥協しなければならぬ場合におかれることがある。しかし彼は常に主権者(君主又は人民)に対して意見が入れられない時は職を辞する心構えを持つていなければならない。これらの違いが起つて来るのは官僚が政党の上に立つ、即ち自分の権力を求める闘争の外にあるのに対して政治家は自己の権力を求めて争い、その権力に伴う自己の責任をひきうけようとしてゐるからである(GPS. 310)。政治家においては官僚と違って「政治における自主独立性」がみられるのである(GPS. 326)。そこで責任ある有効な外交政策を展開する為には官僚に対抗して政治家に活動の場を

与えることが必要となってくる。その為にはまず指導的政治家を選び出してこなければならぬ。

政治家が選出されて活動する場としてウェーバーは議會を重視する。ビスマルク以来弱体化した議會、おしゃべりをし文句を言うだけの議會、単にネガティブな働きしかない議會に対して彼は活動的で強力な議會が必要であると主張する。議會は官僚制組織によって支配されている人々の代表者の集りであるが、議會を通じて国民の同意を得て、国民の集中した力がなければ國家の強力な政策を展開することは出来ない。そこで議會が政治の中心とならなければならないと云うことになる。議會が立法と予算審議することは勿論であるが、又議會が政治的に効果ある働きをする為にまず第一に必要なのは「調査権」(G.P.S. 341)である。これは行政を監督する為には絶対に必要である。何故なら、官僚が政治上の力を増大させてきたのは彼等が職務につく為の専門知識をもつだけでなく、職務上得た知識を独占しているからである (G.P.S. 340)。彼等は自分達の権力を守る為に秘密を保持しようとしている。これに対抗する為には議會が調査権を持つこと、即ち官僚を議會に呼んで話しをさせ、答えを要求し、責任を追求する力を持つこと、それによって行政を公開することが必要である。こうして国民は議會を通じて行政のやり方を監督し、影響を与える事が出来る。知は力であることをウェーバーは信じていたのである。しかし逆に議會に力がなければ調査権を議會がもついても官僚から必要な答えを引き出せないであろう。そこで議會が力をもつことが必要で

ある。

議會が力をもつ為には「何人も連邦議會の議員と帝國議會の議員を同時に兼ねることは出来ない」と言う憲法第九条が障害となることをウェーバーは指摘して次の様に述べている。この条項によって帝國宰相や大臣は連邦議會の議員となったから帝國議會をはなれなければならない。これによってこれら大臣は議會内での影響力を失い、無力となり、皇帝に頼らざるを得なくなる。又帝國議會は政治家を失い、政治的影響を減少させることになる。ウェーバーはこの条項をなくする事によって、議會の中で政治に責任を持つ政治家が選出され、議會に対して政治家が責任をもち、そして議會が大きな政治的影響力をもつことを期待した (G.P.S. 229 ~ 230, 408 ~ 409)。又ウェーバーは議會の小委員会における行政との接触・質問・討議を通じて行政についてよく知り、少なくとも官僚のもつ知識はわきまえていると共に議會内での政党同志の争いに打ち勝って、有力になつた政党を指導する政治家が登場することを期待した。議會は政治家の教育と訓練の場である。そのような政治家が議會の支持の下で、官僚制組織を指導して責任ある政治を行なうことが必要であることをウェーバーは主張した。本来官僚制は政治を行なうための道具にすぎず、政策を決定したり、政治的に責任をとる機関ではないのであるから。そこで彼は行政の監督と指導者選出という二つのことを議會の最も重要な働きと考え、それが出来るように内政改革を行なうことが必要である。そしてこれを通じて議會が政治の中心となり、官僚と対抗することが

出来るようになると主張したのである。これがヴェーバーの「議会主義」である。しかしながら議会主義と云っても、議会で選出された政治家が実際の政治を指導するのであるから、議会と政治家の二元的政治体制を彼は主張したのである。

彼は議会の働きの内、第一の行政の監督に関しては意見を交えなかつたけれども、指導者選出については第一次大戦後皇帝の退位以後違つた意見を持つようになった。すなわち政治指導者は、国民の直接投票によって選出されなければならないとしたのである。どうして、この様な変化が生じたのであろうか。議会によって指導者が選出されなければならないと云うのは、それによって議会が有力になると云う事他に、二つの理由があつたからである。(1)議会は、国民の代表者の集まりからなつているから、議会で選ばれた指導者は、国民の間接的同意の上立って政治をすることになる。(2)議会は、言論の場である。議会における質問、討議を通じて、政治の訓練がなされる。又、議会内での言論の戦いを通じて、政治家についての識見、指導力が明らかになる。単なるデマゴグではない政治家が指導的地位につくことを議会は保障するわけである。又、スムースに指導者を交代させる事が出来る。しかし、ドイツの敗戦の結果、皇帝以下旧制度は権威を失つた。それらの歴史的正当性はなくなつた。旧制度において、軽蔑され、又実際の活動をしなかつた議会は、やはり権威を失つたままであつた。ヴェーバー自身は本来、君主制論者であつて、政治形態としては立憲君主制(勿論、旧制度のようにみせかけの立憲主義、皇帝の一人舞

台、実は官僚支配といつたものではなく、責任ある政治家が宰相につくと云う意味での)を最も望ましいものと考えていた。

しかし、現実はそのを追い越してしまつた。そこで、彼は国民を一つに結びつけるのに最も適した国家形態として、共和制を主張する事になつた。宰相に代つて、大統領が行政の責任者になることになつた。「初代の大統領は、国民立法会議によって選ばれた。しかし、次から大統領は国民によって直接に選ばなければならない」(GDS, 486)と言つて、以下のようにヴェーバーは理由をあげている。(一)民主主義の原則からいって、議員の妥協によつてよりも、国民の直接選挙によつて、国家的形式的に最高の地位の者を決めるべきである。(二)ドイツの経済再建の為に必要な行政の統一性や、それによつて可能となる「社会化」(Sozialisation)を強行する為には、国民の支持の上立つ大統領が必要である。(三)大統領の国民選挙が、指導者選択と政党の新編制の機会になる。(四)職業団体が政党に影響を及ぼし、これら団体の支持を受けた議員達の議会(ヴェーバーはこれを俗物の議会と呼んでいる)が成立すると、指導者選択が行なわれなくなると共に、国民的政策を展開しなくなる。(四)以前の官僚国家では、議会の権威を高めることが必要であつた。しかし、今では議会の多数派に不謬性と全権があるという盲信におちこんでいる。これは民主主義に反するし、又、議会が危険におち入つた時、国家全体がゆらぐ事になる。だから、議会に對抗して、国民投票によつて選ばれた大統領が必要である。

国民から直接大統領が選ばれるとなると、大衆民主制の下で

は人々は感情的に動かされやすいから、デマゴーグ的カリスマ的指導者が政権につく機会が多くなる。そのような感情的、非合理的要素を出来るだけ入れないで政治を考えようとしたのが、「新秩序におけるドイツの議会と政府」におけるウェーバーであったが、ウェーバーはすっかり意見を変えてしまったのであるうか。ウェーバーが議会主義を捨てて、「人民投票による指導者民主主義」をとるようになったとして、この変化を強調するのは、W・J・モムゼンである。ウェーバーの考える民主主義は、受動的大衆に対して「マシン」(機関)をもったカリスマ的指導者が、非合理的、デマゴーグ的手段をもって働きかけ、服従と喝采を得て、自由にふるまうことである。しかし、このような指導者が、独裁的支配をする危険は常にある。ウェーバーは「大衆的指導者民主主義」は指導者の「カリスマ的独裁的支配への急変の危険性」がみられるのに、彼はこれを軽視したように思われる。彼はこの考え方によって、ナチズムへのルールをひいた。このようにモムゼンは主張している。実際、ウェーバーが国民投票によって選ばれた大統領を主張したことによって、指導者選出の方法が変わり、デマゴーグの危険性が増大し、カリスマティックな指導者の権限が大きくなった。又、これに伴い議会の力は制限され、議会は「監督の機関」とされた事も事実である。ウェーバーは、当時のドイツの議会のあり方に幻滅を感じ、その反動が議会に対して厳しい、時には皮肉な態度をとらせているように思われる。又、当時のドイツは革命の時代であり、今にも革命的独裁の行なわれそうな状

態にあった。ウェーバーは、敗戦の下における革命に反対した。しかし社会の改革は必要である。この為にも強力な大統領を望んだとも云える。当時のドイツのこのような状態の中であって、ウェーバーは現実に即して意見を変えたように思われる。先の大統領は国民の直接選挙によって選ばれるべきであるとした時の理由を参照しながら、ウェーバーがこれによって何を望んだかを顧みて、彼が意見をすっかり変えたのかどうかを検討しよう。(一)政治の最高責任者である大統領は、議会内での取り引き、妥協でなく、国民の面前で、国民によって選ばなければならない。ウェーバーは官僚が地位につく際の秘密主義と政治家の場合の公開性を対比させた。この公開性の見地から云って、国民投票によるべきである。(二)政治活動が盛んになって、国民が政治に関心を持つことが必要である。(三)、(四)ウェーバーが实际的で有効な政治を考えた時、国民の支持が必要であると考えた。更に進んで彼は、国民を一つに結合することが強力な政治をする上に必要とした。国民がカリスマ的人格を持つ指導者と直接に結びつくことによって、国民の結合は容易になる。しかしそれが指導者の独裁に導きはしないかについては、指導者は国民に対して責任をとることが必要であることを彼は主張した。(五)更に又彼は、権力の均衡を常に考えていたと見ることが出来る。何故なら、日常の支配を独占し、勢力を伸ばしつつある官僚制に、いかに対抗するかが問題であった。ウェーバーは議会が、更に政治家がそれに対抗する又は対抗すべきであるとした。しかし今度は議会の多数派の全権と云う事態が生じてきた。そこ

で議会に対抗するものとして大統領を彼はもち出した。大統領が議会に対して拒否権、解散権、国民投票でもって働きかけるのに対して、議会は大統領を「監督」する。このようなお互いを牽制すると云う関係がみられる。だからモムゼンの解釈のように、大統領の国民投票制によって議会が無力化し、指導者とその「マシン」が全権をふるうことになるとするのは、行過ぎである。確かにヴェーバーの政治論において指導者中心的思想がみられる。大衆民主主義の時代においては政治家（指導者）が中心となって「マシン」を作り、政党を組織し、宣伝活動、選挙運動を行なって国民多数の支持を獲得しようとする。又それによって政権をにぎり、自己の政治を行なおうとする。そこで国民大衆は、選挙運動などにおいてみられるように政治において受動的役割を演じるに過ぎないとされるのである。しかし先に述べたように権力政策を展開するためには、国民が「支配民族」であり、「政治的に成熟している」ものがあって、指導者の選択を通じて国民が政治の主体にならなければならないことをヴェーバーは主張した。現実のドイツ国民は必ずしもそうではないので、彼は生涯を通じて国民の政治的教育の必要性を説きつけたのである。彼は終始一貫して国民の立場に立っていたのである。

マックス・ヴェーバーの政治思想

よ政治に利害関心をもっている人々（政治に対して経済的利害関心をもつのではなく、政治的理想を實現しようとして政治に参加する人々）の「自発的」voluntaristisch (GFS. 389) 活動によって政治は行なわれるのであり、政治活動は従って「利害関係者の運営」Interessentrieb (GFS. 388) なのであることが前提されているのである。従ってヴェーバーの政治論においては制度よりもむしろ制度を動かす人間の態度が問題であり、彼は常に政治に携わる人間の責任を強調したのである。

(1) 内政に対して外交政策が優先しなければならぬ、又外に向つての権力の発現と云う必要に応じて国家の構成を考えなければならぬと云う主張は、ランケの「政治問答」以来ドイツにおける歴史と国家思想の伝統となつたものである。ヴェーバーも「外交の優位」と云うこの伝統をうけついでいる。ヴェーバーの特色は後に見るように、外交における権力政治と内政における民主政治を結びつけた点にある。

(2) 戦争中に見られた盲目的愛国主義をヴェーバーは「一切の重要な文化問題に対して定見をもたない」空虚な「動物学的 zoologisch ナショナリズム」と呼んで非難している。文化的理想が見失われると同時に精神のみじめな狭窄化 Verengung が生じるが、それを声高にナショナリズムを唱えることによっておおっているのである。文化の理想をもたないナショナリズムは空虚であり、内に弱さを持つことをヴェーバーは指摘している（モムゼン、前掲書 p. 74）。

- (3) しかしヤスパースはロシアとイギリスの文化の間にあつて「ヨーロッパ文化の保存」がヴェーバーにとつてドイツの世界的課題であることを主張している(ヤスパース、前掲書 p.26)。ヤスパースはその後「哲学的自伝」一九五三の中でそのことを敷衍している。アングロサクソンとロシアの間にあつて、「寛容の精神と個人的生活の自由と多様性の、そしてヨーロッパの伝統の偉大さの精神を救うこと」がドイツの課題であると云うのがヴェーバーの信念 *Gesinnung* である (K. Jaspers: *Philosophische Aufsätze* 1967 *Fischer Bucherei* p. 198)。ヴェーバーに師事したヤスパースはこのように主張しているが、あくまで間接的証言であること、又ヴェーバーがドイツの課題として提出したことが非常にばくぜんとしていて、ドイツの文化として特徴付けられる訳にはいかないこと、以上の二つの理由によつてヤスパースの証言をとりあげないことにした。ただヤスパースの証言を信用すると、ヴェーバーがドイツにおいてヨーロッパ文化の伝統を守らうとする強い意志がうかがわれる。このことはヴェーバーの思想の保守性をあらわすものとして興味深い事柄である。
- (4) このアリストクラシーと云うことで、ヴェーバーはエリカなどの生まれによる貴族のことを云っている訳ではない。アリストクラシーをヴェーバーはすぐれた者の支配と云う言葉の本来の意味で使っているように思われる。それで貴族制と云う一般に用いられている訳語を用いなかつた。
- (5) モムゼン、前掲書 p. 74。
- (6) R. Aron: *Max Weber und die Machtpolitik*, in *Max Weber und Soziologie heute* 1965 p. 131
- (7) ハンス・コーンはヴェーバーを代表とする「自由主義者達」が「権力政治」をもつて西ヨーロッパに対抗しようとしたのに対して「保守主義者達」はむしろ「文化的倫理的根拠」に基づいてそれをなそうとしたことを指摘している(前掲書 p. 269)。第一次大戦が始まるとドイツの参戦もこれらの方向に従つて擁護されることになったのである。このような保守主義者の中にトマス・マンやヘルンスト・トルチュが数えられる(前掲書 p. 253~266, p. 320~321)。彼等は西ヨーロッパの文明に対してドイツの国家や「文化」の独自性と優越性を主張したのである。彼等と比較するとヴェーバーの立場はあいまいで簡単に割り切つて理解することは出来ないのである。
- (8) C・アントーニ、前掲書 131。
- (9) 官僚制組織は社会学においては、最も合理的能率的な支配の体制であるとされた。又官僚制は支配者にとつて「技術的に最高度に発達した権力手段」(Weber, 580)であるとされた。官僚制は本来支配の為の道具である。しかし政治論においては、官僚と官僚制組織を誰が政治の道具として用いているかを問題とし、更に彼等が日常の行政に携わることによつて勢力を増大させ、実際に政治を行っている

のではないかと云うことを問題としている。同じ官僚制組織のことを云いながら、社会学と政治論では視角が異なっている。政治論においては官僚制のネガティブな面が強調される。そこで官僚の勢力をおさえて政治の道具として用いることがいかにして可能かが問題となるのである。

(10) ヴェーバーはイギリスをモデルにした議会主義の立場を一九一七年「フランクフルト新聞」[Frankfurter Zeitung]に発表した「新秩序のドイツにおける議会と政府」と云う論文において表明した。その後改訂、拡張されて、現在は「政治論文集」(GPS, p. 294~431)におさめられている。これは時局的発言であると共にすぐれた理論的内容をもったヴェーバーの政治論の代表的論文である。

(11) 「社会化」とは行政を意味する。「社会化」とはドイツ経済再建のための方策であつて、ヴェーバーはそれが「不可避の財政的措置」であるか、又は「経済の改造」としてなされるのかどちらでもよい事柄であるとしてゐる(GPS, 486)。

(12) モムゼン、前掲書 p. 400。

(13) 大統領の国民による直接選挙をヴェーバーが主張したこと功罪についていろいろ論議されている。むしろ否定的意見が優勢である(たとえばメーヤー、モムゼン)。しかしこの議論をする基礎として、E・パウムガルテンが主張するように、大統領に対抗するものとして議会がどれだけ有効な力をもつかをヴェーバーがどのように考えたかと云

う問題を考慮しなければならない。そしてこの問題がヴェーバーの友人達、研究者達の論争の的となつてゐるのである(EBaumgarten, Max Weber, Werk und Person 1964 p. 549~550)。

(14) 国民によって選ばれた大統領について、ヴェーバーはその為の政治的条件がとつてわれないのに、空想にふけてゐるのであると彼の弟アルフレート・ヴェーバーは述べてゐる。それに対して生前ヴェーバーと親しかったテオドール・ホイスはヴェーバーが空想にふけたのではなく、国民の選挙による大統領の制度を導入することによって「歴史の進行に弾力性をもちこもうとしたのである」と主張している。ホイスは又大統領と議会が対立した際に国民の意見が求められ、その結果によってそれぞれの政治的重要性がきまつてくるにちがいないとしている(パウムガルテン、前掲書 p. 550~551)。このホイスの意見がヴェーバーの意図をよくつかんでゐるように思われる。

(15) 第一次大戦後彼はルーデンドルフと会談し、民主主義に関して次のような問答を交したことを彼の夫人は伝えている。

ルーデンドルフ「それならあなたは民主主義をどのようなものと考えているのですか。

ヴェーバー「民主主義においては国民は自分の信頼する指導者を選びます。それから選ばれた指導者は云います。「もうおしゃべりは止めて服従せよ」国民も政党も彼の

する事柄に勝手にくちばしを入れることは許されなくありません。

ルーデンドルフ…そのような民主主義なら私の気に入るかも知れない。

ヴェーバー…その後で国民は審判することが出来ます。もし指導者が過ちをおかしたなら、彼と共に絞首台に上ることもあるのです (LB. 664-5)。

これはヴェーバーの指導者中心的な民主主義の問題性を表わすものとしてしばしば引用される箇所である。この箇所を問題にする人々は殆んど前半の所に関心をよせているが、私は後半の政治における責任性の問題が重要であると考へる。ヴェーバーの考へる民主政治は、政治に携わる人々の責任によって支えられているのである。

三、政治論と科学論

(ナシヨナリズムの基礎付け)

ヴェーバーの政治論は科学論との関連において次のようにまとめる事が出来るだろう。政治は権力闘争であり、闘争とその結果は科学的手段でもって予測し、計算することはできない。彼は政治における価値基準としてナシヨナリズムの立場を採用し、ドイツはその国のもつ文化を守るべきであるとする。その為にはドイツは世界的強国として権力政治を展開し、他の国々に伍してゆかねばならない。そこで有効な(外交)政策が行なわれなければならない、それが可能になる為には、活動的議会と国

民の信望をになつた政治家(指導者)、そして政治的に成熟した国民が必要である。これはドイツの現に「ある」状態について述べたのではなく、「あるべき」状態について述べているのである。その点でも政治論は科学として通用し得ない。科学が価値判断を下すこと、即ち何を望むべきかということは出来ないのだから (GWL. 151)。だからヴェーバーも彼の政治的論文は、科学の権威を要求出来ないことを認めてゐる (GPS. 294, 296)。科学論の中心問題が(政治的、倫理的)価値判断から科学を区別することにあつたのであるから、これは当然のことのように思われる。科学論の立場からは、政治と科学はただそのように区別され、離しておかれると云う関係しか持たないように思われる。それ故政治論の立場、即ちナシヨナリズムを科学論によって基礎付ける事は出来ない。それではその立場を選んだ根拠はどこにあるのであろうかと云う事が問題となる。それに対して先に述べたように、ドイツ国民の持つ文化を守る為にと一応答へることが出来る。それでは何故ドイツ文化を選ぶのかと云うことになる。ドイツ文化が価値を持つと云うことは認めるとしても、ヴェーバーは先に述べた所から分かるように、ドイツ文化が他国の文化よりすぐれていると云う十分な理由を述べていないし、又ドイツ文化が普遍的価値を持つものである事も述べていない。又ドイツ文化の価値を学問的、体系的に論じていないし、そればかりでなく価値の体系とかヒエラルキーを放棄してしまつてゐる。レオ・ストラウスの主張するように「全ての価値は同等である」と云つた価値の「ニヒリズム」にお

ちいつているように見える。何故ドイツの文化を選んで他の文化を選ばないかと云うことは、ウェーバーにとって個人の信念の問題である。そこには確実な合理的な客観的な基準があるのではなく、むしろ個人の「主体的決断」と選択があるのである。政治論にあつては、価値自由に判断したり、価値の分析をしたりと云うこと、つまり価値に対する客観性、合理性が問題であると云うより、価値を選びとり、価値を現実の世界の中で実現しようとする人間の主体性が問題なのである。つまり、政治の不在の手である国民と政治家のあり方が問題なのである。

まず国民のあり方について考えてみよう。ウェーバーは社会的分析において、近代国家を合理的運営としてとらえる。国家において合理的支配服従関係が確立して、合理的法に従つて秩序を維持されている。国家の秩序を支えているのは、指揮者の命令に対して、法に従つて忠実に服従して、規則正しく行動している官僚の態度である。国民は、法に従うと云うことは、法を施行する官僚の命令に従う事である。国民はそこでもっぱら服従するものであつて、統治の対象になつてゐる。国家を秩序維持の機関として見る所から、国民は国家において受動的役割しか演じないことになる。政治論においてウェーバーは、闘争特に諸国民間の生きるか死ぬかの闘争から出発する。ここでは力と力のぶつかり合いが問題であり、秩序にはおさまり切れない状態が見られる。その為には権力政治が必要である。政治論において国家は、単に合理的に運営されるものとして見られるのではなく、国民の利害関心を実現しようとする「国民

家」であるとされる。そして国家は、権力組織と云うだけでなく、国民的文化の守り手として、又国民の自由を実現するものとしてとらえられる。この様な国家における国民は、その権力関心に従つて権力政治を推進していくものとして期待され、又その責任をになうものである。国民は「支配民族」として「政治的に成熟」していなければならない。又、文化を守り育てていくのは国民の仕事である。他国と対抗していく為には、この様な国民の積極的態度が必要である。国民は政治の主体とならなければならない。民主主義と自由を守る為には、国民が羊のように統治されるがままにはならないと云う決断たる意志が必要である (GWS, 61) とウェーバーは述べている。しかし、国民全体が自ら政治をとるのではないので、政治家を選択し、政治家に政治をまかせることを心得ていることが必要なのである。ウェーバーは政治の問題を技術的観点から取り扱つたとして、しばしば批判される。例えば、J・P・メーヤーは「政体 (state) reformer は、私にとって他の機構と同じように技術にすぎない。君主が政治家であつたならば、私は議會を攻撃し、君主を擁護したであらうに」(GWS, 470) と云うウェーバーの言葉をとり上げて、政体の問題は、単に技術的な問題ではない。「政体とその道德的構造を分けることは、不可能である」と主張している。あるいは又ウェーバーが議會を行政の監督をするものとしながら、議會が監督するのは、実は未来の指導者に政治権力を用いる實際的経験を得させる機会を与えるためにすぎないとアントーニも主張し、ウェーバーが果して本気で「議會

主義」を信じていたかどうかに疑いの目をむけている。アントニーは彼が政治を技術主義的観点からのみ取扱ひ、政治と倫理を分離しようとしたことを指摘する。能率的であると云うような形式的、技術的観点からでなく、有効な政治外交を行なうと云う目的に対する手段としての技術的観点から、ヴェーバーが政治を論じたことは事実である。そしてそのような主張を通して表われていることは、官僚や議会に対抗して、政治家に活動する場を与えることが必要であると云うことである。国家における合理化の進展によって、官僚の勢力が増大してきたのは時代の趨勢である。官僚の勢力増大に対抗して、政治家の活動の自由を残すことが必要である (G.P.S. 321)。先のメーヤーが引用した文章の後半においてもその事が述べられている。政治家が権力を握り、自由に力をふるえるようにすると云うのが、ヴェーバーの政治の機構の論議(技術的すぎると批難されている)の目的である。さて政治家の行動を考えて見ると、彼は官僚のように上から命令されることもなく、又厳しい規律に従う必要もない。政治家の行動は一旦権力を握ると束縛されないように見える。その意味で政治家は官僚と違って自由があつてどんな事も出来るように思われる。そこで、政治がいかに行なわれるかを考える時、政治家の態度が問題である。ヴェーバーは、政治家が現実には流され、現実の中に自分を失うようなオポチュニストであれとは決して考えなかった。成果だけあれば良いとか、権力の栄光だけが問題であると云うことに彼は反対する。この意味で彼はビスマルクの「現実政策」に反対する。内面的

支えをなくして行なわれる権力政治は空虚であり、無意味である (G.P.S. 323-326)。と彼は指摘する。すでに述べたように、もともと政治家は権力を追求し、その為に努力し闘争する者である。しかし権力は安定したものではなく、その都度その都度に確保されなければならないものである。権力を得ようとする者は、一旦権力を握ると手難しにならないのが常である、丁度ビスマルクがそうであつたように。更に政治家が権力を持ち続けることを望む限り、彼は権力を確保する為により多くの権力を欲するようになると考えられる。「死によってのみ止む、次から次へと権力を求めて絶えず休みなく続く欲望」を説いたホップスは、権力に対する人間の欲望をよく分析したと云える。これに対して、ヴェーバーは政治家が権力を得ることを望んで争うが、一度これを手にすると手難す心構えが必要だと考える。即ち権力を持つことに対する「責任」(G.P.S. 333)をとる用意が政治家には必要だと彼は主張する。しかしこれは権力に対する政治家の矛盾した態度であるように思われる。ヴェーバーはここで政治家が権力に対してとるべき態度を論じているのである。それで政治の問題は、政治家の倫理の問題に収斂していくことになる。

どのような事柄を政治の目的にするかは別として、それは個人の信念の問題であるから、「政治のエートス」はどのようなものであろうか、或いは「政治の住む倫理的場所はどこであらうか」(G.P.S. 336)をヴェーバーは問題とする。政治家は現実の中で権力を追求し、闘争するものである。そこで、彼は容赦

しない眼でもって生の現実を求め、それに耐え内面的にそれに立ち向かっていくと云う態度が必要である。政治家は現実の中で生き、その中で考えねばならない。多くの道徳家或いは宗教家は、ある行為が善であると云うのは、その行為の内面的動機が純粋であるかどうかによると主張する。そのような動機によって行なわれた行為が失敗したとすれば、それは世の中が悪い、又は神がそうお定めになったのだと云う事になる。ヴェーバーはこのような倫理を「信念倫理」^② *Gemüthslehre* と呼ぶ。この倫理は現実の世界をこえた超越的なものとの関わりにおいては、正しい。しかしヴェーバーはあくまで現実の中で、この変転きわまりない現実の中で考えようとする。政治家は現実の中で行動し、現実裏に裏切られ、又現実を克服しようとする。その際、現実を冷静に見つめ、行為の結果に対する責任を考慮することが政治家にとって必要である。「政治家は自分自身の行為の結果を、それが予測できた限りにおいては他人に転嫁しようとしてない。この結果を自分の行為に帰属させることを主張する」(GRS. 541)。この倫理は「責任倫理」と呼ばれる。このような倫理を必要とするのは、理想は現実の中でなかなか実現されないからである。即ち、理想は次の様な仕方では現実の中で裏切られる。

(1) 政治家の目的又は理想が、それが何であれ、現実において実現されることが少なく、色々の倫理的に疑わしい副次的結果を生み出す。この様な結果を考慮して行為を判断しなければならぬ。

(2) 政治家が活動する為に、手足となる部下が必要であり、部下が活動する際には内的又は外的報酬が必要である。だから、

マックス・ヴェーバーの政治思想

彼のなした行為と結果は彼自身よりも、むしろ彼の部下の低俗的動機に依存することが多い (GRS. 544)。それでも彼は、自分の目的と理想をあくまで実現しようとするであろうか。(3) 倫理的に正しいと思われる目的が、政治活動の内では倫理的に疑わしい、或いは少なくとも危険な手段によって現実される。政治において決定的な手段、即ち強制は倫理的に疑わしく、悪魔的ですらある。目的は手段を神聖にするであろうか。政治家は現実の中で有効に活動しようとする限り、これらの事柄を考慮しなければならぬ。そして政治家は現実によって裏切られながらも、首尾一貫して生きようとし、責任をとる決意をしている。しかしながら政治家が論理一貫して誠実に行動する為には、科学の援助を得なければならぬ。何故なら、先に述べたようにヴェーバーの考える科学は、現実科学であり、それは現実を理解すること、現実と自己の関わりを知ることの為に役立つ。現実を理解する為に、理念型と云う可能な場合を考えて、それと現実を対比させようとする。更に理念型を用いて目的を実現する為の手段の認識を科学は与えてくれる。又科学によって、その手段を使った場合おこってくる行為の可能的結果を予測する事も出来る。その上、この手段とこれを用いる事によっておこる可能的結果が、その人の実現しようとしていた価値理念と首尾一貫しているかどうかを考える手がかりを与えてくれるのも科学である。このような意味で科学は行動する人間に役立つのである (GWL. 591-592)。従って、有効な政策を目指す政治家は、科学的、客観的知識を出来るだけ利用しなければなら

ない。又、科学は行為の責任を考ふる際の客観的手がかりを与えてくれる。科学によって行為の責任性が構成され得る。科学はこのような仕方では責任倫理の中にくみこまれていない。しかし責任をとることはあくまで政治家の決断によるのである。科学はこのように政治活動を行なう際の手段として役立つのであるが、反面科学と政治は対立する。政治は究極的には政治を行なう者の信念又は価値判断の問題である。ウェーバーはナショナルリズムの立場に立つ。そこで国民の権力関心をみだし、国家権力の拡大をはかることを目的とすることになる。しかし一般論としてそのような目的のためには手段を選ばないで、成果をあげることを目指しがちである（マキアベリズム）。内面的確信が外的現実の中で見失われがちである。それに対して先にみたように合理的科学は外的現実に働きかけるための手段として用いられる。しかし又科学は価値理念との首尾一貫性を反省させるものである。そして自己の行為の究極的意味を明らかにし、自らに責任を負わせるように人に強いるのである。この意味で合理的科学は、政治を行なう者に反省を強いる働きをする。こうして政治を行なう者において政治と科学は緊張しながら結びついている。言葉を換えるとナショナルリズムと合理主義が政治を行なう者において緊張しながら結びついているのである。

ウェーバーは政治に携わる者の責任を強調し、又責任倫理を説いたが、責任は本来何に対する責任であろうか。その為に政治家の生きている現実の世界の特性を考えてみる必要がある。純粹に宗教的に「悪には抵抗するな」「汝の左の頬をさし出せ」

と云う福音書の倫理（無宇宙論的愛の倫理）に従って生きてゆこうとしない者は社会生活において、「この世界の法則にしばりつけられている」（G.S. 142）とウェーバーは主張した。宗教的世界に対立する「現世的文化の世界」においては即ち被造物の美しさ、品位、名譽、偉大さが問題となる世界においては、いたる所で人間の人間に対する闘争、強制、圧迫がみられる。平和の人間関係とみられる経済的關係もこのような闘争、「生存競争」と考えられている。この世界の法則は、権力闘争の可能性と不可避性を含んでいる。ウェーバーは宗教的世界に鋭く対立した社会的現実、敵しい闘争の日常生活を受入れようとする。そして人は現世のこれらの法則の内においてのみ、「日々の要求」に答えることが出来るのである（G.S. 142）とする。ドイツと云う権力国家においては権力を維持して発展させることが必要であり、そこで国家権力に関わるものは権力・ブラグマ（事態）の法則性にまぎこまれていたのである。このような法則性の中においてのみ、責任倫理に従って生きることが必要なのである。責任倫理は混沌とした闘争の支配する現実社会に働きかける時の自己自身を律する倫理であって、権力に伴う責任又行為の結果に対する責任をとることを要求するものである。そのもとには、現世即ち現実の世界を全体として受入れようとする態度、消極的に我慢して適応すると言うだけでなく、積極的に働きかけて責任をとうとうとする態度がみられるのである。個々の行為に対してだけでなく、世界全体に対して国民として責任を担うと云う意識がある。これをウェーバーは

「歴史に対する我々の責任」(GPS, 24, 139, 172)と呼んでいる。これは国民の関心と課題であって、何よりも尊重されなければならぬものであるとする。具体的に歴史に対する責任とは何を指すのであろうか。ヴェーバーは、「運命によって定められた歴史的義務」(GPS, 142)「歴史、即ち後世に対する呪われた義務と責務」(GPS, 140)と述べているが、この義務と責務は責任とはほぼ同じ意味に解してよいだろう。歴史に対する責任とは、主として後世に対する責任である。後世に対して何を残すのか。一つはドイツが強国である限りにおいては、後世の人々に活動出来る場所を「勢力圏 *Einflussgenau*」をかちとして残してやること」(GPS, 14)である。その為に権力政治が必要である。人間と人間との苛酷な闘争によるほかに、この世における存在の余地をかちとることは不可能である(GPS, 12)と云う考えがヴェーバーの政治論を貫いて流れている。もう一つは人間性の問題である。彼によれば我々が現在なすべき事は、闘争の中で子孫からみて祖先として尊敬されるような、人間としての偉大さ、高貴さ、品位を守り育てることである。我々は子孫に饒別として、平和や人間の幸福ではなく、我々の国民的特質を守り、発展させる *Emporrichtung* ための永遠の闘争をおくらなければならぬ(GPS, 14)。そして「我々が文化民族であること……そして真の人間であること」(GPS, 458-59)をヴェーバーが主張するように、文化と人間性は密接な結びつきをもっている。文化は生活態度の中にくみこまれて、人間性を形成するものと考えられる。ここで云う人間性は永遠普遍の人間性ではなく、

先で見ないようにドイツ的、個性的人間性なのである。

しかしこれによって、先に問題となった事柄、つまり外面的権力と人間の内面性に関わる品位や文化がいかなる関係をもつかが改めて問われなければならない。先の場合のように権力国家の立場から考えると権力政治と文化の結びつきは必然性をもたない。文化や人間性を守ることは権力政策を展開するための口実とさえなる。とは云っても文化は必ずしも権力政治と結合して発展するものではない。しかし政治に携わろうとしている者、即ち国民と政治家の立場からみると、両者は自己の中で結びついているし、結びつかなければならないのである。何故なら単なる権力政治又は「現実政策」におちいることをしりぞけようとするならば、彼等は自己の信念を保持しながら権力に対する自己の態度を常に反省することが必要である。そこにこそ政治における人間の品位と高貴さ更に国民的特質があらわれるのであるから。国民的特質或いは又文化は客観的に観察され、記述されて取出されることも可能であるはずであるが、本来的には政治に携わる者の主体的問題なのである。従って責任倫理においてみられたように、政治に携わる者において権力と人間性(人間的品位、国民的特質)、外面性と内面性が緊張しながら結びついているのである。ヴェーバーの政治論は、政治におけるこのような人間のあり方を問題として思われる。

ヴェーバーの政治的立場即ちナショナリズムを基礎付けるためには、それより所となっている人間性(国民的特質)と文

化を客観的にみて、その特質をとり出しそれを守るべき理由をあげなければならぬと考えられる。しかしヴェーバーはそのことを行なっていないと云うことは、彼がそれに気付かなかつたからであるうか。むしろ彼はそれをする必要がないと考えたからではないだろうか。ここで問題となつては後世に残すべき人間性は永遠で普遍的な人間の性質より、子孫から見てもみなされるべき性質であり、この時代におけるドイツ的性質とも呼ばれるべきものである。ヴェーバーはここでドイツ人の歴史的個性的人間性を主張しているように思われる。ドイツの文化について述べた時と同じように、彼はドイツの人間性について、それが何であるか、又他とどのような点ですぐれているかを明確に定式化して述べていない。しかしそれはドイツの文化も、又ドイツ人の人間性もそれぞれ個性をもち、独自のものであることを前提にしているからではないだろうか。このように考えると歴史はさまざまな個性的なものの移り変りと発展であると考えられる。歴史は又運命である。従つて各々の民族、国家、文化が個性的なものとして意味をもつと共に、各時代が意味をもつ。各々の国家、国民がそれぞれの時代にその権力関心を満たそうとし、又その「国民的特質」を守ろうとして努力し、相争つているのである。ヴェーバーのこの考え方は、対象を普遍的見地から考察するのではなく、対象の個性や独自性をとり出そうとするのであるから、政治論における彼の思想は「歴史主義」的であると特徴付けることが出来る。又彼はナショナル

ことを主張したのであるから、我々は彼を保守的な政治思想家と呼ぶことが出来る。ヴェーバーの政治論においては未来への展望と方向付けが欠けているが、今まで見て来たように彼の立場からしては、見直しをつけることは意味がないと考えられる。歴史において、人間は永遠の闘争の中にあるのであるから、人類の未来について平和と人間の幸福の実現を夢みることは出来ない。そこでは「一切の望みを捨てよ」と云うダンテの言葉があてはまるのであると彼は主張して、人々をいましめている(GDS, 12)。そこで政治に携わる者は何ものにも頼ることなく現実に向直し、「厳しい闘争の日常性」に耐えなければならぬ。歴史がこのようなものであると人は意識すると、彼は各瞬間が一度過ぎ去れば二度と戻つてこないものとして現実を生きて、「日々の要求」に応じて行かなければならぬことを自覚する。そこにおいて歴史に対する責任の意識(歴史的使命感)があらわれてくる。ヴェーバーは科学とちがって政治論において価値判断をすることを公言している。しかしながら彼が政治論において特定の価値を選びとることによつてその価値を実現することに對する責任を言わないで、歴史に對する責任を説いたのは、現実の世界がまず歴史なものとしてとらえられたと云うことに基つている。歴史に對する自覚(歴史意識)とそれに基づく歴史に對する責任の意識が政治に携さわるものを支えている。勿論、歴史意識があるからと云つて、そこから歴史に對する責任の意識が必ず生れてくるとは限らない。歴史に對する責任をとると云うことは、政治に携さわる者の決断と

選択によるのであるが、それを行なう基礎には歴史意識が前提されているのである。ウェーバーにおいてこのように両者が結びついていると云うことは、ある意味で理論と実践の統一がみられると云うことである。振り返ってみると、科学者の場合にも同じ問題が見出されるのではないだろうか。科学論においては、歴史は科学を始めとする技術や社会の合理化の進展の過程として理解された。つまりそこには合理化の進展と云う歴史意識が見られる。そこで科学者は文化人として科学の進歩を確信し、そこに自己の仕事の意味を見出しているが故に、自己の専門化された仕事に専心する。彼は、自己の仕事の結果が時がたつと科学の進歩の結果として時代おくれとなり、追い越されてしまうものであることを知っている。しかし彼はそれを望むのである。科学者は進歩していく科学の歴史の中で、客観性や合理性をおし進めると云う形で、歴史に対する責任をひきうけていると云えるのである。しかし科学者と政治家では歴史に対する責任をとる仕方が異なっている。それは、現実の世界に関わる仕方がそれぞれがっていると云うことによると考えられる。つまり科学者は、価値自由に現実を理解しようとしているのに対して、政治家は価値判断を行ない、現実に向きかけて変革しようとしているのである。しかし又他の一面がある。政治家は、現在の国家と文化を守ることによって歴史に対する責任を果そうとするのに対して、科学者は客観的知識を進展させることによって歴史に対する責任を果そうとしている。この違いが生れてくるのは、政治論と科学論における歴史意識の差異によるの

である。このように見てくると歴史意識が人間の活動の方向を定めているのである。

ある時、ウェーバーが、学問することはあなたにとって何を意味するのかと問われて、「私は自分がどこまで耐えることが出来るのか知りたいのだ」と答えたと言う話は有名である。彼がこれによって暗示しようとしたのは、彼が人間存在の諸々の矛盾に耐え、一切の幻想をもたず冷静に行動し、しかもなお自己の理想を守って動かないと云うことを自分の課題にしていたと云うことであった。このように彼の夫人は彼のこの言葉を解釈している (LB, 690)。これは学問に対する彼の態度にあてはまると共に、政治に対する彼の態度について一層よく妥当すると思われる。何故なら科学においては、問題性をはらみながらも合理化と云う方向が存在し、科学者はそれに仕えるのに対して、政治論においては政治家は何ものにも頼ることなく、現実に向面しているからである。政治において歴史に対する責任をいかにとるかと言うことは、政治に関わり責任をひきうけようとする人間の意志次第である。それだけに政治において責任は一層重いと云える。政治に関わる者はまさしく自律的でなくてはならない。政治において内面的に耐えると言うことは一層困難である。考えてみると耐えなければならぬと言うのは、歴史に対する責任をひき受けたからに他ならない。それに対して、責任をひき受けなければよいのだと云う考えもあるだろうし、歴史と云う不安定で不確実なものに対する責任を負うべきでなく、ウェーバーが「西ヨーロッパの人々にとってはあるきたり

のもの「*Unité*」になつてしまつた」(G.B.S. 69)と述べて、その働きの多くを失つたとした「人權」のように何か客観的普遍的なものに對する責任をとるべきだと云う意見もあるだろう。又ヴェーバー自身が果して政治に實際に参加して責任をひき受けたかどうかを問題とすることも出来るだろう。しかしこの論文においてはヴェーバーの政治的思考の方向をさぐる事が問題である。結論的に云うと、彼は政治論において政治に携わる者の主体的あり方を責任性と云う観点から問題としたのである。現代において我々は否応なしに政治にまきこまれてきているのだとすると、ヴェーバーの政治論によって我々は一体何に對してどのように自己の責任をとるのかと問われているのである。それとも何にも責任を負わないで生きてゆくことが出来るのであろうか。

(完)

- (1) レオ・ストラウス、前掲書 42, 48, 66。
 (2) レオ・ストラウスは前掲書において、科学における合理性と価値を選ぶ際の随意さが対照的であることを強調している。しかし彼は、ヴェーバーが強調した、価値を実現する際の責任性の問題を重視していると思われる。
 (3) ヴェーバーの考えている国家は、社会学と政治論においては、それぞれ異なつた視角からとらえられている。それぞれの国家の見方は、ヘーゲルの「法の哲学」における「外的国家」即ち「悟性国家」「強制国家」(§ 183)と本来の「国家」即ち「国民国家」に對応するように思われる。ヘーゲルは前者を法を施行する外的強制機関として考え、一方

後者を「個人の自由と国家の有機的統一」つまり国民の自由の表現としてとらえた。ヴェーバーも近代國家の社会的分析において法を通じての國民の形式的統合を考えているのに對して、政治論においては文化を共通にするものとしての國民の實質的統合を主張している。又ヴェーバーは政治論において國民の自由が國家に結びついていると考えている。しかしヘーゲルは、(a)「國家」において「主体的自由と客観的自由が一体をなしている」(§ 268)と主張した。更に又(b)「國家」の行なう政策が個人的道徳と對立するように考えられる場合には、それは道徳と云うものについての淺薄な觀念に基づいているのであると主張して、「國家」の行動は個人的道徳の基準では判断出来ないものであり、従つて「國家」は個人的道徳を超えた存在であり、そう云うものとして「國家」は「倫理的理念の現實性」(§ 265)であるとす。それに対してヴェーバーは、ヘーゲルのこれらの思想をきつぱりと拒否する。(a)についてヴェーバーは、ヘーゲルのように國家と個人が有機的な統一をなしているとは考えない。ヴェーバーは國家の権力政治を強調すると共に個人の自由を守ることに熱心であつたが、両者が統一されることはなく、二つの重要な価値として平行して主張された。ヴェーバーはナショナリストであつたが、個人の自由と人格の権利を守ることに非常に熱心であつたと云う点では十八世紀的個人主義者、自由主義者であつたと云われている。この点についてはマリアンネ・ヴェーバ

ー (LB. 135)、『バウムガルテン』(前掲書 p. 612)、『ヤスパーズ』(前掲書 p. 75)、『又ガースとミルズ』(前掲書 p. 57) 参照のこと。(b)についてヴェーバーは道徳的判断をする際には、カントのように個人の良心に照して行なわなければならないとする立場をとっている。彼は個人の良心を究極的なものとして認めているからである。そこで彼は、「国家」とその行動を個人的道徳の基準で測ることの出来ないものであるとするヘーゲルの主張をしりぞける。更に又ヘーゲルは、現にある国家(プロシヤ)をあるべきものの実現として理想化し、正当化しようと試みていたのである。そこには力は正義なりと云う思想がひそんでいる。ところが先に述べたようにヴェーバーの科学論は、あるものとなるべきものの峻別を最も重要な課題としていたので、政治論においてもこれがうけつがれている。ヴィルヘルム二世時代に彼は、現に行なわれている政治(外交)となされるべき政治(外交)を対比させることによって、政治の批判を行なっているのである。この点でヴェーバーの国家(とその政策)についての考えは、ヘーゲルよりもマキアベリの考えに接近している。何故ならマキアベリも現に行なわれている政策と行なわれるべき政策をはっきり区別しようとしていたからである。(b)におけるヘーゲルとマキアベリの考え方にについては D'Entreves (The Notion of the State 1967 p. 47~49, p. 166) を参照のこと。ヴェーバーは、ヘーゲルのように「国家」において政治の全ての問題が綜合

マックス・ヴェーバーの政治思想

されて、解決されるとは考えなかつた。彼は政治論において国家と個人の関係を反省しようとしているのである。(4) ヴェーバーは「平等な普通選挙」を、個人の生得的平等権からではなく、国民が共同体(国家)の事柄に対しては「共同決定権」を持つべきであると云う点から要求した(GPS. 256)。このこともヴェーバーの政治的思考の方向から由来しているのである。

(5) メーヤー…前掲書 p. 76。メーヤーは、国家の形態と云うものは社会全体の規範や伝統と密接に結びついていることを強調する。それに対してヴェーバーは政治技術をあまりにも強調しすぎているのではないかと彼は指摘する(前掲書 p. 88)。ヴェーバーも歴史的伝統や慣習を必ずしも軽視しているのではない。しかしヴェーバーは、イギリス流の議会制度をとり入れようとした際に「その慣習をドイツに移しかえることは出来ないが、構造原理を学びとることとは出来る」(GPS. 353)と指摘している。

(6) アントニー…前掲書 p. 132。彼も政治制度を単なる技術として扱うことが出来るかどうかを問題としている。又彼は、メーヤーと同じく、ヴェーバーが政治を技術の問題に還元しようとしたことによってヴェーバーを「マキアベリズム」の立場に立つものとして非難している。

(7) モムゼンはこのことを指摘して、メーヤーがヴェーバーの政治的思考をビスマルクの鉄血政策と単純に結びつけようとしたこと(メーヤー…前掲書 p. 110)に対して適切

にも反対している（モムゼン・前掲書 p. 47~48）。従つて又ヴェーバーを簡単に「マキアベリスト」として特色付けることにも問題がある。

(8) T. Hobbes: *Leviathan* ed. M. Oakeshott, p. 64

(9) ホッブスとヴェーバーにおいて権力を捉える視角が異なっていることに注意しなければならない。ホッブスは、権力を未来の幸福を得るための現実的手段として考えた。個人の欲望の充足のためにどうしても権力が必要であり、権力を確保するために多くの権力が必要である。人間がそれぞれ自己の欲望を満たそうと望むことによって、お互い同志の間で権力を獲得し、確保するための止むことのない競争と闘争が必然的に生じて来るとホッブスは考えるのである。それに対してヴェーバーは闘争の状態から出発し、闘争の結果として生じて、他人を強制することを可能ならしめるものとして権力を捉えようとした。彼にとつて権力をもつと云うことは、他人とのある状況の中にあると云うことである。この現実の状況を反省することによって、政治家は自己のもつ権力に対して態度をきめることが可能であるはずである。ホッブスにおいては自然的人間の権力への止むことのない欲望が前提されており、そこから何が結果するかが問題であるが、ヴェーバーにとつて権力は一つの現実の状況であり、権力に対していかなる態度をとるかが問題となる。

(10) レオ・ストラウスは前掲書において、これを *ethics of*

intention (p. 69, 70) と訳しているが、意味をよく表わしているように思われる。

(11) これはバウムガルテンによると草稿には「権力の倫理」と書かれてあったのが、後に書き換えられた（前掲書 p. 614）。このことはこの倫理が本来、権力を用いる場合に必要な倫理として考えられたことを示していると思われる。

(12) 責任倫理における責任とは結局何に対する責任なのかをアントニーは問題としていて、次のように述べている。ヴェーバーは摂理と神の意図の代りに、我々がそれに対して責任をもつべきものとして歴史と運命を主張した。しかしこれは「内容空虚な」言葉に過ぎない。もつと正確には、「職業」*Beruf, calling* がそれであると主張される。政治は政治家と云う職業人の問題なのである（前掲書 p. 140）。確かに問題となっている「責任」は権力に伴う責任である。この責任は職業としての政治における職業義務であり、従つてそれはある意味で政治に対する責任であると云うことが出来る。しかし職業としての政治は究極的目的となり得るだろうか。しかし政治は究極的には国民の権力関心に仕えるものなのである。ヴェーバーのナショナルリズムの立場からは、国民の権力関心とそれが実現される場としての歴史に対する責任を主張したと云えるのである。

(13) アロンは、ヴェーバーにとつては国家の権力又は強さが目的であり、究極的価値であつたと主張している（*Leviathan*

étapes : p. 562, 566, 567, Max Weber und die Machtpolitik p. 114) 又「メーヤー」が「ケイツ」と云う國家がヴェーバーの究極の規範である」(前掲書 p. 91) と主張している。ヴェーバーのナショナルリズムにおいて國民の権力関心が全てのものの上におかれるとしても、本文で述べたようにそのことは、國家権力の絶対化と同一視されるべきではないと思われる。又この点から云ってもヴェーバーの政治論を「マキアベリズム」ときめつける訳には行かない。

(14) 二十世紀における歴史主義の代表者の一人である F. マイネッケは「歴史主義の成立」の中で「自然法的思考法」に対して歴史主義の思考の特徴を取り出そうとしている。

「歴史主義の核心はさまざまな歴史的・人間的な力を、一般化的ではなく、個性化的に考察することにある」(F. Meinecke: Die Entstehung des Historismus p. 2)。社会、國家、法、人間を永遠的普遍的抽象的なものとしてではなく、歴史的に形成され、発展してきたものとして、それらを個別性と個性をもったものとして、考えようとするのがここで云う歴史主義である。歴史主義の立場では、個々の社会現象は合理的に基礎付けられているのではない。従ってこれらが合理的に理解される。又は法則や秩序に従って行なわれるとか、合理性に向って進歩の道を歩んでいるとかとは云えない。現実があるがままに考えて行くとか云うのが歴史主義の立場である。これでは現実を超えてゆくことは出来ない。現実の社会現象は、それぞれ個性的なものであり、

マイネッケ・ヴェーバーの政治思想

そうしたものとして価値を持っている。しかしこのものを守る為に行動にかりたてられることはある。一般に歴史主義は相対的思考法であるとされる。この立場では全てものが歴史的に変化すると考えるから、人は静観的態度をとりがちのように思われる。しかし必ずしも常に行動への無力がみられる訳ではない。「自然法的思考法」と同じように、歴史主義によっても人は行動に促される。但しその行動はその個人の主体的決意によるのであって、彼はその行動を通じ、歴史の中で自己(個人、國家、民族)を確証しようとするが、前者の場合のように行動が必ずしも合理的に根拠付けられるとは限らないのである。(自然法的思考の立場に立つて歴史主義を批判した代表的著作としてレオ・ストラウスの前掲書、Ch. I Natural Right and Historical Approach その中でも特に p. 15~19 を挙げることを出来る)

(15) 現実のドイツの政治においてヴェーバーは、エンカーなどを中心とする侵略的で反動的(封建的)なドイツの保守派に対して激しく反対した。政治的には彼は、反封建主義と反社会主義の立場をとって、資本主義の発展によるドイツの近代化と民主化を目指したことはよく知られている。しかしここでは彼の政治的立場ではなく、彼の政治的思考の方向が問題なのである。この点から見ると彼の政治思想は、本質的に保守主義的であって、未来に向う楽天的進歩主義とは全く異なっている。但し彼の思想が保守主義的で

あると云っても、現存する伝統、制度、文化をただ存在して来たからと云うので、いわば盲目的に固守しようとするのではないので、それらを発展の可能性をもつものとして弾力的に考えようとしていることは云うまでもない。

(16) ウェーバーは運命の思想を主張することによって、人々は自己の生活を、それぞれが責任を負わなければならない「一回的で絶対的なもの」として考えさせられることとなったことをバウムガルテンは指摘している（前掲書 p. 67A）。

（筆者 神戸女学院大学助教授）

Kants "a priori" bedeutet eine absolute Notwendigkeit (nicht anders sein zu können). Für Kant kann die Geometrie nichts anderes als die euklidische sein und die geraden Linien, mit denen Figuren konstruiert werden sollen, nichts anderes als die euklidischen.

Aus den obenerwähnten Betrachtungen folgere ich, daß es für Kants Theorie unmöglich ist, die nicht-euklidischen Geometrien zu begründen.

Max Webers politisches Denken

— Nationalismus und Rationalismus — Kei Nishitani

Max Weber hat versucht, die Politik von der Wissenschaft scharf zu unterscheiden. Während er von der Wissenschaft die Wertfreiheit forderte, damit sich die wissenschaftliche Erkenntnis die Objektivität bewahren könne, gab er doch Werturteile über die aktuellen politischen Probleme, die ihm damals Deutschland vorgelegt hatte. Denn ihm lagen die deutsche Nation und ihre Machtstellung in der Welt am meisten am Herzen. Seiner Ansicht, nach brauchte Deutschland die politisch reife Nation und die verantwortungsbewußten Politiker, um seine Stellung als Großmacht zu behaupten. Darum schlug er die Parlamentsreform und die unmittelbare Wahl des Reichspräsidenten vor. So hoffte er, daß dadurch den Politikern die Gelegenheiten zur politischen Tätigkeiten gegeben werden könnten. Der Politiker ist wie er behauptete, nicht nur für die Folgen seiner eigenen Tätigkeiten, sondern auch für die der Tätigkeiten seiner Gefolge verantwortlich. In der Wissenschaft muß sich jeder Wissenschaftler seiner Werturteile enthalten. Darin ist die Haltung des Wissenschaftlers von der des Politikers zu unterscheiden. Die Haltungen beider haben aber es miteinander gemein, daß jeder in seiner Beschäftigung die Verantwortung für die Geschichte auf sich nehmen muß.